

平成28年3月10日

◎弘田委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日からの委員会は、きのうに引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《農業振興部》

◎弘田委員長 それでは、農業振興部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承よろしくお願いいたします。

◎味元農業振興部長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは農業振興部の提出議案及び報告事項につきまして総括的に説明をさせていただきます。

当部にかかわります議案は、平成28年度の一般会計及び特別会計予算に関する議案、それから平成27年度の同じく一般会計及び特別会計予算に関する議案、そして条例その他議案5件でございます。

まず、当初予算の議案から御説明をさせていただきます。

お手元の資料の議案に関する補足説明資料で青いインデックスの農業振興部の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度の一般会計予算の総額は146億623万7,000円で、対前年度比は96.1%になってございます。次世代型こうち新施設園芸システム関連や農業クラスターの形成に係る事業費など、一定増額はいたしましたものの、公共事業の減や中山間地域等直接支払事業の協定面積の減などにより事業費が減ったことなどによりまして、全体としては今年度と比べますと減額となっております。

また、その下にございます特別会計の農業改良資金助成事業でございますが、8,498万6,000円、対前年度比80.2%となっております。この減額の主な要因でございますが、平成27年度から国の制度改正によりまして、新規就農者向けの資金制度、いわゆる青年等就農資金でございますが、これが県の転貸方式から日本政策金融公庫資金に変更になったこと、またこれまで既に貸し付けておったものなど含めて、農業改良資金の償還が進んできたことによる減額になってございます。

次に、平成28年度当初予算の主な事業の概要について御説明をさせていただきます。

そのちょっと全体を御説明いたす前に、報告事項の説明のほうの資料1ページをお開きいただければと存じます。A3のカラー刷りの資料でございます。

これまで産業振興計画に取り組んでまいりましたことを踏まえまして、この4月からスタートいたします第3期の産業振興計画の策定に向けまして、現在策定作業の最終段階に

入っております。今の資料は、産業振興計画におけます農業分野の施策の展開イメージでございます。一番上に記載をいたしておりますように、農業分野では第2期の計画に引き続きまして、地域で暮らし稼げる農業を目指す姿に掲げて取り組んでまいります。全体の展開イメージといたしましては、これまでもいろいろな場面で御説明を申し上げてまいりましたが、上半分の柱1、柱2でございますが、柱1の次世代型こうち新施設園芸システムを中心とした取り組みによる生産力の向上、そして柱2に書いてございます中山間地域の複合経営拠点を中心とした地域の農業を支える仕組みによります生産の拡大、そして右下の柱3でございますけれども、流通販売の支援強化の取り組み、そして左下の柱4、担い手の確保・育成の取り組み、この4つの取り組みをさらにバージョンアップをさせまして、生産の増、所得の向上、担い手の増という好循環を実現しまして、農業の拡大再生産につなげていきたいというふうに考えております。

それに加えまして、今回新たに、真ん中にございます、柱5といたしまして、施設園芸などを核として例えば食品加工や直販所あるいはレストランなどの関連産業を集積させ、そこでより多くの雇用を生み出すという地域に根差した農業クラスターの形成にも取り組んでまいりたいと考えております。これらの取り組みによりまして、地域地域で若者が暮らせる持続可能な農業を実現してまいります。

平成28年度の事業につきましては、今御説明しましたこの産業振興計画を推進いたしますために、必要な施策を盛り込みまして、御審議をいただきます予算として編成をさせていただいたところでございます。

もう一度、先ほどの予算の補足説明資料のほうに戻っていただきまして、この2ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度の当初予算の主な事業でございますが、先ほど御説明いたしました第3期の産業振興計画の5つの柱と、南海トラフ地震の地震対策の取り組みに沿って整理をした体系表になってございます。事業のそれぞれの詳細につきましては、後ほど各課長から御説明をいたしますので、私のほうからは主な事業の概要について新規事業、あるいは拡充する事業を中心に幾つか御説明をさせていただきたいと存じます。

この体系表の中で星の印がついておりますのが新規事業、二重丸が拡充をした事業などでございます。

まず、第1の柱でございますが、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化の取り組みでございます。

(1)にございます1つ目の取り組み方針ということでございますが、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進でございます。上の端にございます園芸用ハウス整備事業では、27年度に新設をいたしました研修区分をさらに充実をいたしますとともに、複合経営拠点などで整備をする場合の区分などを新設いたしました。

また、その下にございます環境制御技術普及促進事業費補助金では、補助対象機器の拡大や補助限度額の見直しあるいは複数回の利用を可能とすることなど、見直しを行いました。環境制御技術の導入に対する補助要件を拡充したものでございます。

それから、星印、次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金では、次世代型ハウスの整備や生産関連施設の整備に対しまして支援をしてまいりますことで、農業クラスターの形成を促進していきたいと考えております。

その下にございます産地パワーアップ事業でございますが、国の平成27年度補正予算を活用いたしまして、収益力の向上に一体的かつ計画的に取り組む産地について、例えば大規模なハウス整備あるいは集出荷施設の整備、それから農業機械のリース導入などの支援を行うものでございます。

その下の星印、農業クラスター計画策定事業費補助金と、同じく星印の園芸団地整備円滑化事業費補助金では、農業クラスター形成のためのビジョンづくりや園芸団地の用地の確保あるいは基盤整備といったものを支援していくことといたしてございます。

飛びまして、5つ目の取り組み方針、畜産の振興でございます。途中にございますが、土佐あかうし増頭対策事業では、土佐あかうしの受精卵を移植する乳用牛を県が酪農家に貸し付けまして、生産された土佐あかうしの子牛を県が肥育農家にお貸しをするということで、子牛供給の安定化と増頭を図るとともに、繁殖雌牛の増頭や担い手の確保・育成を強化していきたいと考えているところでございます。

その上にございますが、畜産競争力強化整備支援事業では、地域の中心的な畜産経営体などが行う施設整備を支援するものでございまして、これによりまして畜産クラスターの形成に取り組んでまいります。

次に、大きな2つ目の柱でございますが、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築でございます。

1つ目の取り組み方針、集落営農の推進と、2つ目の中山間複合経営拠点の整備にそれぞれ記載をしてございます集落営農・複合経営拠点支援事業費では、農業生産の共同活動に取り組む集落営農の裾野を広げますとともに、複合経営に取り組むうち型の集落営農のさらなる拡大と法人化を推進してまいりますために、ハード、ソフトによる支援を行ってまいります。

また、中山間地域の農業の競争力を高め、支えてまいります中山間農業複合経営拠点を県内に拡大をいたしますため、同じく拠点整備に係るソフト、ハードの支援を行っていくことといたしてございます。

次に、3つ目の取り組み方針です。（3）でございます。中山間に適した農産物等の生産でございます。そのうち土佐茶のブランド化推進事業では、土佐茶の販売拡大のために県内の量販店でのPRの強化を図ってまいりますとともに、産地の維持、活性化に向けて

各産地が行います販売促進、あるいは加工体制の強化、茶園の再生といった取り組みを支援してまいります。

次に、4つ目の取り組み方針でございます日本型直接支払制度の推進でございます。中山間地域等直接支払事業では、農業生産活動などを行う農業者などに対しまして、直接支払いを実施するとともに、制度に取り組む集落協定の維持、拡大に向けた活動を支援していくことといたしてございます。

次に、大きな3つ目の柱、流通・販売の支援強化でございます。

1つ目のブランド化の推進でございます。新需要開拓マーケティング協議会負担金では、園芸品の輸出も含めた販路拡大あるいは販売促進を進めまして、農業所得の向上を図ってまいります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思えます。

大きな第4の柱、生産を支える担い手の確保・育成でございます。

1つ目の取り組み方針、新規就農者の確保・育成でございます。星印の新規就農推進事業費補助金では、産地による新規就農者の受け入れ体制の整備や就農希望者の実践研修、さらには後継者の親元研修を総合的に支援することによりまして、新規就農者の確保・育成を図ってまいります。

1つ飛びまして、3つ目の農地の確保でございます。それぞれ星印がございまして、2つ目の星印でございますが、次世代施設園芸団地農地確保推進事業では、次世代施設園芸団地建設用の農地の確保を進めてまいりますために、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構に基金を創設することといたしてございます。

そして、同じく農地耕作条件改善事業費補助金と同じく次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金では、園芸団地の整備など優良農地の確保を進めていく取り組みでございます。

次に、大きな5つの柱でございますが、5つ目の柱、地域に根差した農業クラスターの形成でございますが、今御説明を幾つか申し上げました事業を組み合わせることでこの形成に努めていくということでございますので、この点につきましては説明を省略させていただきます。

最後に、6つ目の柱になります南海トラフ地震対策の推進でございます。ここでは、南海トラフ地震対策といたしまして、揺れと津波から農村地域の住民の皆様の生命、財産を守るための取り組みを整理してございます。

以上が平成28年度農業振興部の当初予算の概要でございます。

当初予算では、このほかに債務負担行為がございまして、協同組合指導課、産地・流通支援課、畜産振興課が該当いたしてございます。

続きまして、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算議案につきまして御説明をさ

させていただきます。

議案の④高知県議会定例議会の説明書（補正予算）の182ページをお願いいたします。

ここに農業振興部の補正予算総括表をお示しいたしてございます。今回の補正額は左から2つ目の計の欄にございますように、総額で33億8,559万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳を申し上げますと、人件費の補正が5,286万8,000円の増額でございまして、一方で人件費以外での補正が34億3,846万2,000円の減額となっております。人件費の増額の主な理由といたしましては、人員の増減、年金制度変更に伴う共済負担率の変更などによるものでございます。

また、農業基盤課での6,193万円余りの人件費の増額につきましては、宮城県への派遣職員などにかかわる負担金や公共事業費の事業費支弁の減額に伴うものでございます。

繰越明許費につきましては、環境農業推進課、産地・流通支援課、畜産振興課及び農業基盤課の4課をお願いをさせていただいております。ちょっと減額が大きくなってございますけれども、そのあたりの説明は各課が御説明をさせていただきたいと存じます。

同じ資料の430ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは農業改良資金助成事業特別会計をお示ししてございますが、この特別会計では過年度分の農業改良資金の繰上償還額や就農支援資金の貸付額が当初の見込みを下回りましたことから、1,155万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が補正予算議案の概要でございます。

続きまして、条例その他の議案について御説明を申し上げます。

今回、農業振興部では5件の議案を提出させていただいております。資料5の議案書の条例その他をお願いいたしたいと存じます。

まず、16ページにございます第47号議案高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例議案でございます。

これは予算でも御説明をいたしました。土佐あかうしの受精卵を移植する乳用牛の無償貸し付け、当該乳用牛から生まれた子牛の県への納付など、当該乳用牛に対する受精卵の移植、当該乳用牛の譲渡などに関し必要な事項を定めるものでございます。新設の条例でございます。

次に、77ページをお願いいたします。第56号議案、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、農地法が一部改正されたことから、引用規定の整理などをしようとするものでございます。

次に、84ページ、第60号議案をお願いいたします。

第60号議案は高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、いわゆる地方分権第4次一括法の施行によりまして、権限が県に移譲されました農産物の検査機関の登録等の審査手数料を新たに規定するものでございます。

次に、172ページ、第86号議案をお願いいたします。

これは、県が行います土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関するものでございます。平成27年度以降に県が行います土地改良事業の経費に関しまして、関係市町村の負担額などを変更するものでございます。

175ページの第87号議案も同じ条例の議案名になってございますが、こちらは平成28年度以降に県が行うものについて規定をしたものでございます。

詳細につきましてはそれぞれの課長から改めまして御説明をさせていただきたいと存じます。

次に、報告事項について御説明をさせていただきます。

報告事項は3件でございます。

まず1つ目が、第3期の高知県産業振興計画（案）の産業成長戦略（農業分野）についてでございます。先ほど少し御説明をさせていただきましたが、第3期産業振興計画（案）における農業分野の戦略の概要につきまして、後ほど農業政策課長のほうから御報告をいたします。

なお、各担当課長が予算を説明させていただきます際に、全体の計画の中でこの部分を予算から増やしているという形で対比させながら説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、T P P（農業分野）についてでございます。

先月の4日にT P P大筋合意による本県への影響などについて公表いたしました。定性的な影響も含めた試算結果などにつきまして、これも後ほど農業政策課長から御報告をさせていただきます。

最後に、次世代施設園芸団地の進捗状況についてでございます。一部基盤整備の関係など、排水路の設置工事など一部繰り越しを申請させていただいている工事もございしますが、そのほかの工事につきましてはこの3月末までに全て完了する見込みとなっております。

なお、栽培用ハウスなどにつきましては、5月20日に竣工式を行うという段取りになってございます。詳細につきましては後ほど産地・流通支援課長から御説明いたします。

最後に、お手元の資料の中に各種審議会の審議経過等について添付いたしてございます。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の開催実績や今後の開催予定などを記載いたしてございます。

以上で私からの説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

## 〈農業政策課〉

◎弘田委員長 まず、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 それでは、農業政策課の平成28年度一般会計当初予算案の概要説明をさせていただきます。

②の議案説明書（当初予算）の325ページをお願いいたします。

まず、歳入予算でございます。

歳入のうち主なものは、上から農業振興センターの目的外使用に係る調査等使用料約185万円や、その下の経営所得安定対策や競争力強化生産総合対策事業に係る農業政策費補助金約2億432万円、さらにその下に記載しております農業政策課収入約2,123万円でございます。中でも農業政策費補助金と農業政策課収入が大幅に増額になっております。これは後ほど歳出のほうでも詳しく御説明させていただきますが、農業政策費補助金につきましては、いわゆる強い農業づくり交付金事業を平成28年度に実施する予定であること、また農業政策課収入でございますが、こちらも国の事業でございますが、国から一度基金管理団体に出され、基金を造成した後に各都道府県に支出される産地パワーアップ事業というのがございまして、その関係で諸収入がふえてございます。

続きまして、歳出予算でございますが、326ページをお願いいたします。

平成28年度の予算総額は7億9,908万2,000円で、前年度の当初予算に比べまして26.2%の増額になってございます。増額の主な理由は、先ほど歳入のほうで少し触れましたけれども、国の強い農業づくり交付金を活用したハード事業の整備に係る経費1億3,500万円や産地パワーアップ事業に係る2,100万円を新たに計上したものによるものでございます。

それでは、主な歳出予算の内容につきまして順次御説明いたします。

右側の説明の欄をごらんください。

まず、2 総合調整費は、国への政策提言や情報収集、また市町村や関係機関との連絡調整に必要な経費及び部内で雇用する産休、病休代替の臨時職員の雇用経費など、部内の総合調整に係る活動費でございます。

次の3 農林業基本対策審議会費は、本県の農業振興のための基本的な施策などについて御審議いただく高知県農林業基本対策審議会の運営に係る経費でございます。審議会につきましては、年間2回分の経費を計上させていただいております。

次、326ページから327ページにかけての農業振興センター運営費は、県内の5カ所の農業振興センターの運営費に係る経費でございます。庁舎管理に係る清掃委託料のほか、臨時職員の雇用経費、旅費、需用費などの活動費でございます。

次の農業振興センター施設整備費は、中央西農業振興センター、高吾農業改良普及所での電話設備の改修経費でございます。平成3年につくったものがかなり傷んできておりま

して、その改修経費でございます。

その次、経営所得安定対策推進事業費は、国が実施いたします水田活用の経営所得安定対策などへの農業者への加入推進を図るための補助金でございます。市町村や地域で設置しております協議会等が取り組む加入促進事業、要件の確認などの事務費に補助するものでございます。

また、米需給調整総合対策事業推進費補助金につきましては、米の生産数量目標に対します転作の推進等につきまして市町村の事務費を補助するものでございます。

次に、327ページから328ページにかけての農産総合対策事業費は、平成27年度当初予算に比べて1億5,000万円余り増額となっております。増額となった要因は、平成28年度に、先ほども申しましたけれども、競争力強化生産総合対策事業費補助金、これいわゆる強い農業づくり交付金事業と言われるものなんですけれども、JA四万十のカントリーエレベーターの増設の事業費約1億3,480万円を計上させていただいております。それと産地パワーアップ事業の補助金といたしまして、産地パワーアップ計画に基づくリース、農業機械等の導入に係るリース方式の経費2,114万円を計上しておりますことであります。

次のこうち農業確立総合支援事業費は、地域の特性を生かした農業の確立を図るために、市町村が主体的に行います農業振興施策を支援するものでございます。

以上が農業政策課の平成28年度一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、平成27年度2月補正予算の概要を説明させていただきます。

④の議案説明書（補正予算）の183ページをお願いいたします。

右側の説明の欄をごらんください。高知農業確立総合支援事業費の減額は、市町村等の事業実施主体においての少し計画の見直し等によりまして27年度の事業実施を見合わせた地区がございましたことや、事業の入札減が生じたことなどで、結果事業費が当初の見込みを下回ったものでございます。

なお、補正額の総額は人件費の増額も含めまして1,444万4,000円の減額となっております。

以上で農業政策課の説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈農地・担い手対策課〉

◎弘田委員長 次に、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎田中農地・担い手対策課長 農地・担い手対策課ですけれども、平成28年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明をいたします。



資料No.②の議案説明書（当初予算）の329ページをお願いいたします。

329ページから330ページにかけまして歳入を記載しておりますけれども、後ほど歳出予算で説明いたします事業執行に係る国庫補助金等を計上しているものです。

なお、330ページの上から2段目の2基金繰入金にございます1億4,160万円につきましては、農地中間管理事業等を実施するため、国からの補助金を高知県農業構造改革支援基金に積み立てたものから、当年事業実施のために繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

331ページをお願いいたします。

農地・担い手対策課の平成28年度当初予算は、農地・担い手対策費と農地調整費の2目で構成されておまして、一番上の欄にございますように、総額は14億1,011万円で、前年度の当初予算に比べまして約24%の増額となっております。この増額につきましては、主に新規就農者の確保・育成に係る事業を拡充したことによるものでございます。

それから、主な予算につきまして、農地・担い手対策費から御説明をいたします。

同じく331ページの右端の説明欄を見ていただきまして、2の全国農業担い手サミット準備事業費につきましてですけれども、この全国農業担い手サミットとは、全国の意欲ある農業者が一堂に会しまして、相互研鑽、交流を通じて農業者みずからの経営改善や地域農業・農村の発展に寄与することを目的とした大会でございます。平成10年度より毎年秋ごろに開催をされておまして、各県持ち回りで行われております。平成29年度に予定されております第20回サミットが本県で開催されることが決まっております。全国から1,000人を超える農業者が来県をされる予定でございます。過去の大会では皇太子殿下が御臨席をされているという大会でございます。高知県におけるサミットを主催する実行委員会は、平成28年の春に農業者やJA等の関係団体、それから市長会、町村会、高知県で設立をする予定となっております。

一番下の行の全国農業担い手サミット実行委員会補助金は、この実行委員会が行う検討会ですとか、あと平成28年度の開催地であります岐阜県での引き継ぎ式等の経費を補助するものでございます。

それから、次の332ページをお願いいたします。

3農業経営基盤強化促進事業費の1つ目ですけれども、農業経営力向上支援業務委託料は、県農業会議に委託しまして、経営発展を目指す農業者に対する法人化セミナーを行うものでございます。

2つ下の担い手経営発展促進事業費補助金は、認定農業者へのフォローアップ活動などに要する経費や法人向けセミナーの開催など、農業法人等の経営発展への支援に要する経費を補助するものでございます。

それから、次の農業経営力向上支援事業費補助金ですけれども、これは集落営農の組織

化、法人化に向けました取り組みに対して市町村を通じて補助するものでございます。

次の経営体育成支援事業費補助金は、地域の中心となる経営体である新規就農者や経営規模拡大志向農家等が機械、施設の整備等に要する経費を市町村を通じて補助するものでございます。

それから、4の農業委員会等対策費ですけれども、市町村の農業委員会や県農業会議が農業委員会法に基づきまして実施します農地の利用調整などの活動等に関する補助金と、農業委員会の委員手当や職員設置費等に充てる交付金となっております。

それから、5の新規就農人材育成支援事業費は、本県で新たに農業を始めようとする方を対象としまして、東京、大阪、高知で農業基礎講座である、こうちアグリスクールを実施しまして、希望者につきましてはアグリ体験合宿として、県内で2泊3日の体験研修を行うというものでございます。

農業技術研修業務等委託料は、就農希望者の新たな掘り起こしに向けて民間企業のノウハウを活用するために、プロポーザル方式で選定する事業者に対して業務委託をすることによりまして、県独自の相談会を東京、大阪で開催するなどして、本県へのIターン、Uターンの就農者を確保するというような事業でございます。

それから、次の333ページをお願いいたします。

6の新規就農総合対策事業費は、本県農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を図るものでございます。

このうち、青年就農給付金事業支援業務委託料は、後ほど御説明をいたします青年就農給付金準備型の給付対象者を支援するというもので、委託先の県農業公社が市町村等関係機関と連携しまして、研修状況の確認や就農に向けた助言を行うものでございます。

それから、認定就農者経営改善支援業務委託料は、就農後5年以内の認定就農者を対象に就農計画の達成や就農定着を支援するもので、委託先の県農業公社が農業振興センター等と連携しまして、経営状況の把握や技術支援を行うものでございます。

それから、次の新規就農総合対策事業費補助金は、県農業会議や県農業公社が行います就農希望者への相談活動などの取り組みを支援するものでございます。また、平成27年度から高知県の新規就農支援の総合窓口としまして就農コンシェルジュを2名配置いたしまして、就農相談活動を充実させてきましたけれども、平成28年度からは産地提案型担い手確保対策の強化に向けまして、関係機関との連携強化や産地の体制整備を支援するために、このコンシェルジュを3名に増員したいと考えております。

それから、新規就農推進事業費補助金ですけれども、平成16年度から27年度まで実施してまいりました新規就農研修支援事業を廃止しまして立ち上げました28年度の新規事業でございます。産地みずからが求める人材を募集する産地提案書に基づきまして、新規就農者の受け入れ体制整備、それから実践研修、さらには親元就農を総合的に支援することに

よりまして、新規就農者確保対策を推進したいと思っております。

次の青年就農給付金とあわせまして、これにつきまして具体的な支援内容を別紙で御説明したいと思っております。

議案に関する補足説明資料の農地・担い手対策課のインデックスが張ってあるページをお開きいただきたいと思います。

まず、上の分のところですが、受け入れ体制整備への支援といたしまして、産地提案型担い手確保に取り組む産地等による新規就農者の受け入れに向けまして、産地提案書の策定や就農相談会の開催等の受け入れ体制の整備に係る経費に補助を行います。

また、下半分のところですが、これは実践研修への支援ということで、まず1番の専業農家育成研修支援区分では、産地提案書で提示されました品目または市町村が推奨する主要な営農類型での品目での就農に向けまして研修を行う場合の研修手当や、研修を受け入れていただく農家への謝金を補助するというものでございます。研修手当につきましては、年額で産地提案書に載る場合は180万円以内、ただし後ほどに御説明いたします国の青年就農給付金準備型の対象者の場合は150万円がそちらのほうで出ますので、それに30万円を上乗せするという形になります。また、その他の場合は150万円ということになっております。それから、研修受け入れ農家に対する謝金をここで出しますが、これはいずれも月額5万円以内となっております。

それから、その下の2の兼業農家育成研修支援区分といたしましては、産地提案書に沿って中山間地域等の条件が不利な地域で兼業的な就農を目指す場合の研修手当と謝金を補助するというものになっておりまして、この区分の研修手当は年額で144万円以内ということにしております。

最後に、右のほうですが、親元就農への支援ということで、これが新規ですが、みずからの子弟を県外等からUターン就農させまして、後継者として育成をするという認定農業者等に対しまして120万円を支給するというものになっております。ただし、担い手として定着できますように、産地提案書に沿って3カ月以上は県立農業担い手育成センター等で研修を受けさせるということを要件としております。

それから、次のページをお願いいたします。

先ほどの事業も含めまして、国の事業もございまして、この対象者と、それから支援内容を表でわかりやすく整理をしております。このページの右上に書いてございますが、国の青年就農給付金についても御説明をいたします。この事業は平成24年度に創設をされたもので、準備型と経営開始型というふうに分かれております。準備型につきましては、就農予定の年齢が45歳未満で、独立自営就農、親元就農または雇用就農を目指す方を対象にしまして、県の認める先進農家等の研修先で農業技術の習得に取り組む就農希望者に対しまして、最長2年間、年額150万円を給付するというものでございます。

また、経営開始型のほうですけれども、こちらは独立自営で農業を始めた45歳未満の農業者に対しまして、経営が不安定な就農当初の最長5年間、市町村を通じまして給付金によって支援をするものでございます。給付金の額は前年の所得に応じて変動しまして、年間最高150万円ということになっております。

それでは、続きまして、もう一度資料No.②の333ページにお戻りいただきたいと思います。

下から5行目にごございます7の農地流動化事業費ですけれども、1つ目の農地中間管理事業費補助金につきましては、農地中間管理機構が行います貸借による担い手への農地集積に係る経費を補助するものでございます。

なお、本県では高知県農業公社を農地中間管理機構として指定をしております。

それから、次の次世代施設園芸団地農地確保事業費補助金は、高知県農業公社が次世代施設園芸団地建設用の農地の確保を進めるための基金を造成する経費を補助するものでございます。この基金は、主に農地の購入費、それから賃借料の一括前払い、それから基盤整備事業の負担金の一時払い費用などに充てるということでございます。

それから、次の農地流動化支援事業費補助金ですけれども、農地中間管理機構が担い手の育成と農地の有効活用を図るため、農地の売買による利用集積を円滑に推進するために補助するものでございます。

それから、一番下の行の農地集積交付金は、農地中間管理機構に対しましてまとまった農地を貸し付けた地域ですとか、あと担い手への農地集積集約化に協力する農地の出し手の方に対しまして、市町村を通じて貸し付けた農地の面積に応じた協力金を交付するものでございます。

それから、次の334ページをお願いいたします。

8農地活用推進事業費の1つ目、農地活用推進事業費補助金は、県農業公社が農地あわせん機能と新規就農相談窓口機能を生かしまして、農地等の情報の収集、提供を行いますほか、耕作放棄地の再生利用を推進する事業に対して補助をするものでございます。

その下の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金ですけれども、これは今後の地域農業のあるべき姿ですとか、あと中心となる経営体の位置づけ等につきまして、地域内で話し合いを行いまして、その結果に基づいて市町村が取りまとめます人・農地プランの見直し等を図る際に必要な経費を市町村に対して補助するものでございます。

それから、9番の農業構造改革支援基金積立金ですけれども、農地中間管理事業の実施に当たりまして、国から配分された補助金を造成した県の基金に利息を積み立てるものでございます。

次に、もう一つの農地調整費のほうを御説明いたします。

334ページの下から4行目に農地調整関係事務費でございますけれども、これは農地法

に基づく農地の利用調整や転用許可等を適正に行うための事務的な経費でございます。

同じページが一番下の行の3 国有農地等管理事務費は、農林水産省所管の国有財産であります国有農地及び開拓財産の適正な管理や売り渡しなどに要する経費でございます。

以上で平成28年度一般会計当初予算案の概要説明を終わります。

続きまして、平成27年度2月補正予算案の概要につきまして御説明をいたします。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の184ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、主に事業費の減額に伴います国庫補助金等の減額となっております。

続きまして、185ページをお願いいたします。

当課の補正額ですけれども、総額で3億1,350万3,000円の減額となっております。

それでは、農地担い手対策費から説明をいたします。右端の説明欄をお願いいたします。

2の農業経営基盤強化促進事業費の担い手育成確保対策事業費補助金ですけれども、これは地域協議会の新規就農者確保・育成支援が計画より減少したことなどによりまして、減額をするものでございます。

それから、3の農業委員会等対策費の農地集積支援事業費補助金につきましては、全額国費の事業で、平成27年度の農地情報公開システム整備につきまして、農林水産省の委託により全国農業会議所というところが全額対応することとなりましたので、不用額が発生いたしました。また、市町村農業委員会が行います農地の利用状況調査におきまして調査期間が短縮できたこと、臨時職員の雇用が見込みを下回ったことなどにより減少、減額をするものでございます。

それから、農業委員会交付金につきましては、これも全額国の事業で、農業委員会が法律に基づき実施する業務に対する経費に対しまして、義務的経費として国から割り当てられる額が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、186ページをお願いいたします。

4の新規就農総合対策事業費の新規就農研修支援事業費補助金ですけれども、これは研修生が国の青年就農給付金を活用できたことですか、あと研修期間が当初の見込みを下回ったことによりまして、研修手当及び受け入れ農家等への謝金を減額するものでございます。

次の経営体育成支援事業費補助金は、事業を活用する機械等整備が当初の見込みを下回ったことによりまして減額をするものでございます。

2の青年就農給付金は、準備型におきまして給付対象者数が当初の見込みを下回ったことにより減額をするものでございます。

それから、次の5の農地流動化事業費の農地中間管理事業費補助金ですけれども、これ

は担い手等の農業者に貸し付ける農地が十分に確保できなかったことによりまして、農地の貸借件数が当初見込みを下回りまして、農地の借りに係る賃料、それから保全管理費、市町村への業務委託料等が減少したことによるものでございます。

また、農地流動化支援事業費補助金につきましては、当初訴訟となる案件を見込んで計上していた費用につきまして、今年度は訴訟にまで至らなかったことなどによりまして減額をするものでございます。

次の6の農地活用推進事業費の農地活用推進事業費補助金は、耕作放棄地の最低面積が当初の見込みを下回ったことによりまして減額をするものでございます。

その次の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金は、市町村が地域連携推進員を雇用できなかったことなどによりまして減額をするものでございます。

7の農業構造改革支援基金積立金は、国から追加配分される予定の補助金が配分されなかったことによりまして減額をするものでございます。

以上で平成27年度一般会計補正予算案の概要説明を終わります。

続きまして、資料No.⑤の条例その他のほうにつきましても御説明をいたします。

77ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、県の権限を市町村に移譲するための条例であります高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。第2条の表24の項というところが農地法の農地転用許可権限に係ります部分で、第5次地方分権一括法によりまして農地法が一部改正されますことに伴う改正でございます。現在、佐川町及び梶原町に対しまして、県の自治事務の範囲である2ヘクタール以下の自己転用に対する許可権限を移譲しているということでございますけれども、法改正によりまして自治事務の範囲が4ヘクタール以下にまで拡大されることから、権限移譲の範囲もそれに合わせて引き上げるということにしております。これは法改正の趣旨に沿うものと考えておりますし、これまでの両町の許可審査の実績から見ても十分処理できる能力があると認められます。また、その他法改正に伴う引用規定の整理もあわせて行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎弘田委員長 質疑ございませんか。

◎浜田（豪）委員 この1ページ目の新規就農推進事業費補助金の件で、専業農家育成研修支援区分と兼業農家ができたということで、兼業農家というのがどのようなイメージか、専業の上の段で言うと年間250万円以上という、こっちは今100万円以上なんで、この何というのか兼業農家、農家をやりながらほかのどのような仕事というか、どのような対象をされているのか、もう少し詳しく。

◎田中農地・担い手対策課長 この事業につきましては、昨年度から新規で始めたものでございまして、特に中山間の条件の厳しいところ、営農条件の厳しいところでは、農業だ

けで250万円を稼ぐという計画を立てること自体がなかなか難しいということからつくったものですが、例えば農業で100万円稼ぎながら地元で別の仕事、例えば今出ておりますのは看護師であるとか福祉の仕事だとか、あと建設業の仕事なんかもあるでしょうし、そういう仕事を組み合わせながら、特にこれ県外等から移住をするということで、その移住対策も入っているという事業でございます。

◎**浜田（豪）委員** わかりました。ありがとうございます。

◎**米田委員** 332ページの新規就農人材育成支援事業、講座を開いたりしゅうやつですよ。こうちアグリスクールですかね。各地での参加者数とか高知とかでどんな状況ですか。

◎**田中農地・担い手対策課長** こうちアグリスクールにつきましては、平成27年度の実績で申し上げますと、高知会場が29名の参加、それから大阪会場が34名、それから東京会場では32名、そして名古屋会場で6名という結果になっております。

◎**米田委員** 幅広く参加してくれるのはええと思うんですが、実際そういう講習を受けた方で高知なり帰ってきて、1ターンで来て、就農される道を選んだとかという、実績はどんなんですか。

◎**田中農地・担い手対策課長** このアグリスクールを受けていただいて、すぐに移住するという方はなかなか少ないですけれども、ちょっと複数年でとっている結果を申し上げますと、まず東京の会場で22年から27年度まででは、県に来られた方が14名いらっしゃいます。それから、大阪でも同じ期間で8名、それから高知につきましては26、27年度の2年間ですけれども、2名の方が就農または県に移住をされているという結果になっております。

また、研修を受けられている方というのもおられまして、その方については合計10名となっております。

◎**米田委員** わかりました。それなりに今成果が上がりゆうというか、大事なツールになっちゃうかと思えますけれど、今回前年度から比べても予算が大分ふえるんですが、どういふ点のバージョンアップをされるんですかね。

◎**田中農地・担い手対策課長** まず1つは、産地提案型の担い手確保ということで、要は今までは産地というのが受け入れる側なんですけれども、そこまで積極的じゃなかったところがあるんじゃないかなということで、産地が自分たちの産地を維持していくため、また地域を維持していくためにこういう方に来ていただきたいというのをしっかりやらせていただきまして、東京、大阪なんかにも行き勧誘をしていくということ、それからあと受け入れ体制ですね。住宅も含めて、あと研修、それから就農するときには農地、ハウスが要りますので、来てくれた後に実際にそこで住んで就農していただくというところまで見据えた形で、受け入れ体制をしっかり整えていただくというのをまず徹底していきたいと

思っておりますし、あとそれに向けまして就農コンシェルジュという窓口の担当者ですけれども、今2名にしておりますけれども、これを3名にする、そういったことで中心的にいきたいと考えております。

あと、大きなお話としましては、先ほども御説明しましたけれども、親元就農に対する支援ということもつけ加えたいと考えております。

◎米田委員 わかりました。それで、その親元就農という場合、認定農業者等がUターン就農した農家子弟ということで、Uターンじゃないといかんがか、そうじゃない、例えば県内においてもサラリーマンとかいろんな職種をやりながら、お父ちゃんの後を継ごうかという方もおいでだと思うんです。そういう人も対象ということでもいいんですかね。

◎田中農地・担い手対策課長 今考えておりますのは、県外にいらっしゃった方、それから県内にいらっしゃってもほかの仕事をされていた方で農業を継ぐ方に対しまして支援をしたいと考えております。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎土居委員 関連で、その研修と親元就農、新事業ですけれども、産地提案書に位置づけられている方、あと研修修了後1年以内に自営就農、親元就農を含むということが条件になっているんですけど、この場合受け入れ農家が自分の親であるケースというようなことももちろんあると思うんですけども、その場合でも月5万円の謝礼は発生するわけですか。

◎田中農地・担い手対策課長 親元就農に対する支援の場合は、そこの謝礼はないということ今考えているところです。

◎土居委員 研修を提供してくれるところが親であれば、それはここに書かれた謝金はないということですね。わかりました。

あともう一つ、国の制度とあわせて随分幅広い就農の支援事業がこれで打ち出しているんじゃないかと思うんですけど、県の目標として、今後県の農業を維持していくために、年間280人の新規就農者が必要だという計算があったと思うんですけど、もう一息のところまで随分成果を上げていると思うんですけど、この体制で280人が達成できるのかすごく期待をしているんですけども、県としての28年度以降はどういう見通しを立てておられるか。

◎田中農地・担い手対策課長 今、新規就農支援を拡充していくことによりまして、ある程度ふえてくることを見込んでおります。それから、280人という目標につきましては、次期産振計画の中でもう少し上方修正をするということで考えておりますので、それに向けましてしっかり頑張っていきたいと考えております。

◎金岡委員 この産地提案書というもののの中に、どのぐらいのレベルのことを考えておられるのかと、それともう一つは、きのうもあったんですが、末端への周知ですね、これが



どのように行われるのか、私の知っている限りではほとんど新規就農者の方は知りませんね。それを市町村の役場を通じてやると思いますが、どういうふうにやっていくのか、お聞きをしたい。

◎田中農地・担い手対策課長 まず、提案書のレベルにつきましては、これ実は今年の2月ぐらいから本格的に取り組み始めたものでございまして、県といたしましてはまず地域がどんな地域であるか、それから何をつくって、例えば所得がこれぐらいになりますよというところだとか、あとこういう品目をつくるのであれば、例えばハウスがいいということであればハウスもしっかり準備しますというような、トータルの提案をできる形を求めているところなんですけれども、なかなか例えば所得の目標につきましても出しにくい、出してしまうと、仮にそれが達成できなかつたらどうしてくれるんだとかという人も出てくるかもしれないということで、ちょっと所得目標の額を出しにくい、いろいろそういう話がありまして、そこにつきましてはまたやっていく中で充実をさせていって、ぜひこの新規就農したいという方が参考になるような、これを見てここで農業をやりたいと思っていただくような提案書の内容に充実をさせていきたいと思っております。

それから、末端への周知につきましては、現在まずホームページに一括して載せておりますし、各市町村のホームページなんかでも載せていただくことは考えております。それから、パンフレットの的にチラシをつくっていただきまして、それを就農相談会のお配りするだとか、そういう形で周知をしているところです。また、これにつきましてもできるだけ目にとまりやすいような形で配布されますようにこれからやっていきたいと考えております。

◎金岡委員 要するに何を言いたいかというと、わかりやすくしないと説明をする側もなかなか難しいような状況で、例えば新規就農者あるいは移住者が来たいんじゃないかというふうな話をされるんですが、そしたら農業をやる、農業をやってどうなるのかという説明がなかなかしにくい。役場の担当者が言うてもわからんというような状況ですので、わかりやすく、一発でわかるぐらいのパンフレットなどをつくらんと難しいんじゃないかというところと、もう一つ専業農家ということで、うちのあるところが、あっさり言って学校ですが、学校といたらどこかわかると思えますけれど、そこがシミュレーションしたところが、専業で40アールのいわゆる畑でやって、最大180万円しかとれんという数字が出てきました。そういう数字が出ますとやる気はないわけよ、もう。180万円では食っていけんという話になるわけで、そういう状況があります。

ですから、やっぱりある一定250万円以上という設定をされているのは、250万円だったら生活できる設定なのかどうか、そこら辺そこで住んでいけるという設定をしないと難しいと思うんです。兼業のほうは100万円ということで、先ほどちょっと話がありましたが、ほかの仕事と組み合わせたという何か漠然としているんですよね。例えば250万円で

やったらそこで生活ができるという設定をして、そこを一つの目標にして、それでどういう組み合わせをやったら生活できるとか、あるいはこういう作物であったらこれぐらいの収量が上がるとかを出していかないと、なかなか移住される方、新規就農される方難しいんじゃないでしょうかね。ですから、設定目標をきちっと、中身も含めてきちっとすべきではないでしょうか。

◎田中農地・担い手対策課長 まず、わかりやすくということにつきましては、それは努力してまいりたいと思っております。また、所得目標につきましても例えば子育て中の年代の方と、それから退職をされて年金をもらいながらやっていくという方で、必要な所得の額というのは変わってくると思いますので、それはその方の状態、必要な所得額に合わせた形で提案をしていくということになってくると思いますし、今やっております、嶺北のほうでもやっておりますけれども、提案型の提案書の中にはほかの仕事と組み合わせながら、例えばこの仕事とこの仕事を組み合わせたい、200万円、250万円で生活していきましようという提案の仕方を実際に行っているところがございますので、その辺をもうちょっと充実させてこれから対応していきたいと考えております。

◎味元農業振興部長 ちょっと補足をさせていただきたいと思えますけれども、実は新規参入者、農業に新規参入したい方を例えば県外から受け入れたりする場合、具体的に例えば就農相談会など開いておりますけれども、どういう形で流れてくるかといいますと、まず農業をしたいと来ます。来た場合に、じゃあどういふことをやりたいですか、どこでやりたいんですか、年収はどれぐらい例えば想定されていますか、お手持ちのお金はどれぐらいですかと事細かに聞きながら、そのニーズに合わせていろいろこういう案件がある、ああいう案件がありますという御提示をするような形で今やっております。その際に、やはりより具体的に例えばこの産地であればこんな品目をやって、こういう形でやればこういう生活ができます、受け入れ体制としては、例えば研修はこういう研修を構えております、それからハウスの整備にはこういう助成制度もあります、あるいはその家は例えばこういうふうな形で地元の市町村が構えていますというようなことをきちっと整理をした上で、お話があったら即座に対応できる、あるいは事前に入ってくる前に高知県にはこんなものがあるねという目鼻をつけた上で相談会に来ていただけるような体制をとりたいということで、産地提案型という言い方をさせていただきました。それを充実させていこうということで今取り組んでおります。

具体的に申しますと、春野のキュウリ部会というのがあるんですけども、ここなんかは何年か見ておりますと、今の生産者が何人減りますと、だからこの産地としてこれを維持していくためには何人の後継者に入っていたかかないかん、その後継者がおるところは何人おるんやけれども、それだけではやっぱり足らん、だから外から受け入れないかん、じゃあそのためには何人欲しいですと、例えばこういうこと、こういうこと、こういうこと

をきっちりやっていただいたらこれぐらいの所得は一定保証できると思いますというふうな形で、産地提案書をつくって今やらせていただいて大分広がってきておりますけれども、今お話もございましたように、若干内容にやっぱりばらつきが正直ございます。そこまできちっと体制まで整えて提案をしているところもあれば、実はこういうことでうちは欲しいんですけどといったようなレベルにとどまっているものもあります。そういう意味でさらに広げていくということと、既にやっているところについては、さっき申しました春野のように少し中身もきっちりやって、その生活の見通しも含めて見る方が判断できるよう内容にしてきっちりやっていくことをこれから強化していきたいと今構えているところでございますので、ぜひまた御支援をお願いしたいと思います。

◎米田委員 条例その他の第56号議案なんですが、これは現在4ヘクタールで農地の転用許可とかの権限のことですよね。それで、現在津野町しかないのを日高を新たに入れるという意味だと思うんですが、例えば日高、当面4ヘクタールに近いそういう農地転用も予定とか見通しがあって町村からすると申請があるんですか。

◎田中農地・担い手対策課長 そこですけれども、日高と津野というところ、日高の話は水道法の関係でございまして、農地につきましてはもともと佐川と梶原でやっておりまして、それがそのまま権限移譲する町がふえるということではございません。

それから、面積につきましては、これは自己転用、自分で持ちながら自分で転用するという場合のことです。その場合なかなか4ヘクタールとか、大きなところというのはほとんどございません。例えば自宅だとかお墓を建てるとか、割と小面積のところにとどまっているものでございます。

◎米田委員 その4ヘクタールまで広げるのに転用許可もある、小さいというのがようわからん。

◎田中農地・担い手対策課長 今、2ヘクタールまでの転用については県の自治事務でやっております。その同じ権限を佐川、梶原に渡しているところですが、来年度からは自治事務の範囲が4ヘクタールまで拡大をするということになりますので、それに合わせて権限移譲する範囲を2ヘクタールから4ヘクタールに引き上げるということで考えております。

◎米田委員 そうか、その本法が上がったわけよね。それに見習うて上げるけれど、しかしそれは今話ししよったのは佐川と梶原のことではないんですかね。津野町のところに日高を入れるという、この改正が今求められちゃうわけよね。

◎田中農地・担い手対策課長 佐川、梶原につきましては、説明したらよかったかもしれませんが。資料⑥の新旧対照表のほうを見ていただくとわかりやすいかと思いますけれども、この188ページに新旧がございまして、23項が日高村が入るところで、これは水道法の関係でございまして、農地法につきましては次の189ページ中ほどにござ

いますけれども、日高については、これはもともとございませんので。

◎米田委員 わかりました。

◎弘田委員長 ほかにありませんか。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈協同組合指導課〉

◎弘田委員長 次に、協同組合指導課の説明を求めます。

◎井澤協同組合指導課長 協同組合指導課です。平成28年度の当初予算について説明いたします。

資料No.2の議案説明書(当初予算)の336ページをお開きください。

まず、歳入でございます。主なものを御説明いたします。

まず、国庫支出金の14災害復旧費補助金は、農協等の共同利用施設の復旧等に要する経費を受け入れようとするものです。

次の繰入金は、農業改良資金助成事業特別会計から繰入金となっております。

次の337ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

3目の協同組合指導費です。右の説明欄の1人件費は当課職員の人件費です。

2の農業協同組合等検査指導費は、農協法に基づき農協の業務及び会計の状況について検査を行うとともに、定款や事業規定の認可、承認、運営指導などを行うことで経営の健全化、運営の適正化を図るものです。

なお、農協の組織再編に関してですけれども、JAグループ高知は将来にわたって農業の振興や農業者の所得の向上、地域に貢献していくため、昨年11月の高知県JA大会におきまして、平成31年1月の県域1JAの実現を目指して取り組んでいくことを決議されまして、今月末に立ち上げを予定しております統合協議会においてこれまでの研究成果をさらに深めながら、合併に向けた協議や手続を進めていくこととされております。こうした協議等が順調に進みますと、早ければ今年中に各JAが統合総代会を開催しまして、県域1JAの参加の賛否を決定するというふうにお聞きをしております。

次の3の森林組合検査費は、森林組合に対して森林組合法に基づく検査を行うための事務費です。合併などの指導に係る業務は林業振興・環境部で行い、検査業務は平成15年度から当課で行っております。

4の農業共済団体対策費は、農業災害補償法に基づき国の農業共済制度を担う農業共済組合に対し、業務及び会計の状況について検査、指導を行うための事務費です。

5の農業近代化資金等融資事業費のうち、電算システム保守委託料は、利子補給計算や償還などの資金管理システムの保守管理を委託するものです。

以下、農業者に低利資金の融通を図るため、農業近代化資金を初めここに列挙しております各種制度資金について利子補給を行うものです。このうちスクラップ・アンド・ビルドの観点から見直しを行った事業について少し御説明いたします。

このページの下から2番目の園芸産地リフレッシュ資金利子補給金、これは自己所有のハウスの更新等に当たって農業近代化資金を借り入れる場合に、県と市町村、それから金融機関がそれぞれ上乗せの利子補給を行う制度になっておりますけれども、近年の金利の低下、それからJAバンクなどによる利子負担軽減など、他の施策が充実したこと、また要望調査の結果でも該当事例がないといったようなことから、平成27年度をもって新規の上乗せというのは廃止することにしております。

他方、一番下の農林業災害対策資金利子補給補助金、これは国の災害事業の対象とならないような小規模な災害に対して各種制度資金に県と市町村が上乗せする、そういう利子助成をするものですが、国の事業に比べてこの事業の適用条件がやや厳しいといったこと、それから近年低金利が進む中で利子助成の軽減効果が低くなっておりまして、ここ10年ほど利用実績がないといった状況にございましたけれども、この事業というのはいざというときのための制度でございますので、近年数多く発生しております突風や竜巻などの局地的な災害に対しても国と同様の支援ができるようにこれまでの適用条件を緩和するとともに、負担軽減のために貸付金利を当初5年間無利子化するなど、制度の拡充を図るということにしております。

次の338ページをお願いします。

6の高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、農業近代化資金等で無担保無保証人の融資を行う際、保証業務を行う上で必要となる保証事故の準備金として、基金協会が積み立てる経費の一部を出捐するものです。

7の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計の資金の管理等に要する経費を一般財源から繰り出すものです。

その下にあります15災害復旧費の説明欄の農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金は、台風などで被災した共同利用施設の修理、復旧等に要する経費を補助するものです。

これら当課の一般会計の当初予算の総額は1億9,944万1,000円で、対前年度比95.5%となっております。

次のページには債務負担行為を計上しております。農業近代化資金を初めそれぞれの制度資金について、各償還期間に係る利子補給の限度額を計上したものでございます。

次に、特別会計を説明いたします。

恐れ入ります。801ページをお願いいたします。

この特別会計は、農業改良資金と就農支援資金の2つの資金を区分経理するために設置

されたものです。現在これらの資金につきましては、貸付主体が県から日本政策金融公庫に移っておりますが、移行する以前に県が貸し付けた分の償還金等について管理を行っております。

それでは、まず歳入について主なものを御説明いたします。

1の農業改良資金に係る助成事業収入の1の繰入金は、農業改良資金の管理運営に要する経費を一般会計から繰り入れるものです。

2の繰越金は、27年度決算で余剰となった資金の28年度への繰越分です。

1つ飛ばしまして、次の就農支援資金に係る助成事業収入の繰入金と繰越金は先ほど説明しました農業改良資金と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

3の諸収入のうち(2)の貸付金元金収入、これは過去に融資決定をしました就農支援資金に係る28年度分の約定償還や繰上償還を受け入れようとするものです。

次に、802ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

農業改良資金の貸付勘定科目の説明欄、1の償還金と2の一般会計繰出金については、27年度中に県に償還される予定の額を資金造成元である国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

その下の1の農業改良資金管理運営費は、資金管理を委託しております県信農連への事務取扱手数料や債権管理に係る連帯保証人等への調査委託料、転貸貸し付けを行う金融機関への運営費補助金、その他債権管理、回収に要する事務費を計上しております。

次の803ページは就農支援資金です。貸付勘定科目の説明欄の1の償還金と2の一般会計繰出金については、約定などに基づき資金造成元の国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

就農支援資金管理運営費は転貸貸し付けを行う金融機関への運営費補助金や債権管理に係る事務費となっております。

以上、特別会計の当初予算の総額は8,498万6,000円で対前年度比80.2%となっております。

次に、平成27年度2月補正予算について説明いたします。

資料No.4の議案説明書(補正予算)の188ページをお願いいたします。

3目の協同組合指導費です。

説明欄の2の農業協同組合等検査指導費は、遠隔地での検査を宿泊から日帰り出張に変更したことや、国が行う検査職員初任者研修等への参加者が当初の見込みを下回ったことによる減額となっております。

3の農業近代化資金等融資事業費は、農業近代化資金を初めとする各種制度資金の利子

補給承認実績が当初の見込みを下回ったため、それぞれ減額しようとするものです。

4の出捐金は、高知県農業信用基金協会に出捐する特別準備金が当初の見込みを下回ったため、減額しようとするものです。

5の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、農業改良資金の債権管理に要する経費などが当初の見込みを下回ったため、これに伴い特別会計への繰出金を減額しようとするものです。

次に、特別会計の補正予算について説明いたします。

431ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事業の減額に伴い生じたものですので、詳細は歳出のほうで御説明いたします。

次の432ページをお願いします。歳出でございます。

農業改良資金の1の貸付勘定です。貸付資金につきましては順次造成元である国と一般会計にそれぞれ返還をしております。平成27年度予算では平成26年度中に県に償還があったものをそれぞれ返還するものですが、過年度分の繰上償還が当初見込んでいた額を下回ったことなどから減額補正を行うものです。

2の業務勘定の農業改良資金管理運営費については、債権管理に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどから減額補正をするものです。

その下の就農支援資金助成事業については、計画していた貸し付けが当初の見込みを下回ったため、貸付金を減額するとともに、これに伴いまして次のページ、433ページになりますけれども、業務勘定の就農支援資金管理運営費を減額補正するものです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 県1のJA構想の話がされたので、ちょっと聞いておきたいんだけど、協同組合ですき、万人は1人のために、1人は万人のために、全組合員さんの判断ができるような丁寧なやり方をしていただきたいというふうに、支援をしていただきたいと思うんですが、いずれにしてもこの年、平成28年統合決議される、早ければされるということ、ただ1月かな、高知市JAが理事会で統合について異議ありという態度を示したという話が入ってきたりしているんですけど、立ち上げ早々にそういう組合内部に皆さんの意見の違いが出てきていると私は思うんですけど、現状どうなっているのか、そういう意見、これから出てくる可能性はありますよね。そこらはどう対応されていくのか、その辺を。

◎井澤協同組合指導課長 委員おっしゃられたように、1JA構想というのはJAグループが自己改革として進められていることとございます。その中で昨年のJA大会で決議もされたということで、その方向性というのは各JAの共通の認識で進められておることだ

とは思っております。最終的には各JAが総代会を開いて、そこで決定するという事です。先ほどの話は理事会でのというようなお話ですけれども、そういう中で方針を決定していくと、早ければ年内、いろんな意見はあろうと思いますけれども、先ほど言いましたように3月の末ごろに予定します統合協議会、ここでこれまでの取り組みをさらに深めていくということで、具体的な協議、統合3カ年計画であるとか、それからもちろん住民座談会ということで組合員さんを対象にした座談会なんかも開いていく、そういう協議、それから手続も必要となってきますので、その段階になればはっきりしたことがわかるだろうと思っております。

その中でいろいろ足並み、それぞれ各JA事情があると思います。その中でいろいろなお話があるのではないかと思いますけれども、3月末に開かれる統合協議会の中で、県としてもいろいろ話も聞きながら必要な支援はしていきたいと思っております。

◎米田委員 聞くところによると、そういう話ではいかんけれど、組合員さん一人一人にメリット、デメリットが十分、始まったばかりですけれど、伝わっていない問題や、営農指導は本当に強まるのかということとか、集出荷で今何十かありますよね。そういうところはちゃんと維持、継続されていくのか、いろんな不安とかありますので、自己改革ではありますけれど、高知県の農業と組合員さんの生活という点からしたら、県の支援というか対応も非常に注目されると思いますので、必要な厚い対応をぜひとっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎弘田委員長 要望でよろしいですか。

◎米田委員 要望でいいです。

◎武石委員 直接議案とは関係ないんですけど、根本になるところなんで、県の見解をお尋ねしたい。農林中金のあり方に対して政府・与党、自民党の農林部会から今のあり方についての異論が出ていますよね。先日もJAの県内の組合長とお話ししたら、この発言は非常に気にしております、どっちが正しいのかなと、あるいは農家が何を、本音は何を求めているのかなというのもこれから調査も我々もしていきたいと思うんですが、きょう朝からずっと議案も見させていただいたら、県の一般財源も随分農家にも支援を出していますよね。これがビジネスとして成り立つ話であればですよ、本来融資を受けて返済していく、貴重な県の一般財源を政策誘導のために使うのは一定やむを得んとしてもですよ、それで全て県の農業を活性化するのはなかなか難しい、今後、ということもありますよね。金融機関といえば、むしろ農林中金なんかより政策金融公庫のほうがずっと積極的に農業にも投資もしてくれていると、いい制度もあると思うんですよ。

ここから先は質問なんですけれど、JAバンクも関係しますけれども、農家から集めた資金を農家の発展のために使うという本来の目的に立ち返るべきじゃないかという自民党の農林部会の意見についての県の立場での見解を、現場、現状も踏まえてお聞きしたいと



思いますけれど。

◎井澤協同組合指導課長 各JAバンクの上部組織の中に農林中金がございます。総合農協ですので、いろんな信用事業、共済事業、それから救済事業する中で運営をしておると、そういう部分の中で信用事業、組合員さんを初め預金していただいたお金を運用しておると、そういうことが上部組織のほうに運用するような中で、最終的には各JAの経営に影響を及ぼしているということで、私の認識としましては今の仕組みは必要であろうと思っております。ですので、その仕組みは一定維持した上で、御批判なんかもありますので、その方法については各JAグループの中で御議論していただいたらと思っております。

一方、日本政策金融公庫、これも一つの農業を支える、そういう仕組みの中でいろいろな事業をする上で金融面で支えているというのも事実でございます。現実的にもそういう系統資金と、それから政策金融公庫資金、使い分けをしながら一定農業者を支えているということになっておりますので、その町のJAグループと、それから組合員の方もその資金を有効に使っていただきたいというのが私としての思いでございます。

◎武石委員 わかりました。仕組みが必要と言われるのは我々も同じであります。その仕組みをどう生かすかというところが問われているんだろうと思います。冒頭申し上げたように、県の貴重な一般財源で農業を振興するのは、おのずと限界があるというのは繰り返しになりますけれど、そういう基本に立てば、やっぱり融資の制度で農政を回していくということがこれから求められていくと思いますので、農林中金のあり方をここで云々かんぬんするつもりはありませんが、金融機関に対してビジネスとして成り立つのであれば、ぜひ県もそういう政策を打ち出していただけたらなという思いがありますので、これは要請をしておきます。

◎弘田委員長 要請ということであります。

ほかにありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈環境農業推進課〉

◎弘田委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎小松環境農業推進課長 環境農業推進課の平成28年度一般会計当初予算と27年度補正予算、条例その他につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、平成28年度一般会計当初予算について説明させていただきます。

④の資料の議案説明書340ページをお開きください。

まず、歳入について説明させていただきます。

7款分担金及び負担金は、派遣職員の2名分について派遣先の市町村から負担を求める

ものです。

8 款使用料及び手数料は、農業大学校の授業料などです。

8 目の農業振興手数料のうち 1 の登録検査機関更新手数料は、来年度から新たに国から業務が移管されます農産物検査機関の登録更新手数料でございます。

341ページをお願いします。

9 款国庫支出金は、普及事業に係る国からの交付金2,841万1,000円などでございます。

12款繰入金に南海トラフ地震対策の財源として基金からの繰入金を5,491万9,000円計上しております。

342ページをお願いします。

14款諸収入は、試験研究機関などの受託事業収入などです。

15款県債の 9 目農業振興債は、農業大学校本館外壁改修や野菜出荷調整室耐震補強工事、担い手育成センター長期研修用宿泊施設外構工事、そして作業試験場の耐震対応重油タンク及び防油設置工事に充てることとしております。

28年度の歳入は27年度より 1 億1,361万7,000円の減額となっております。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

344ページ、説明欄をごらんください。

4 目の環境農業推進費の 1 人件費は、環境農業推進課と農業技術センター、農業大学校、農業振興センターなどの職員の人件費でございます。

3 農業振興センター普及活動費は、普及指導員の活動に必要な経費や備品の購入、機動力の整備に関する経費です。

次の 4 普及指導活動強化促進事業費は、産業振興計画の推進のため普及指導計画に基づく普及指導活動を推進するとともに、普及指導員の専門性を高めるための体系的な研修の実施や迅速な普及活動のための情報端末を整備するための経費です。

次の 5 こうち農業情報総合化推進事業費は、農業分野の情報を活用するため、農業者、農業団体、行政機関を結ぶネットワークとして開設していますこうち農業ネットを維持管理するための経費です。

345ページのほうになりますが、1つ目のこうち農業ネットシステム運用保守委託料ですが、こうち農業ネットの安定した動作のためにシステム運用を委託するものです。

次の 6 の環境保全型農業推進事業費は、本県農業の基本的な取り組みとして位置づけております環境保全型農業を推進するため、環境保全型農業の啓発や技術の確立と普及を図るとともに、環境保全型農業を実践する生産者組織の育成を図ろうとするものです。

2つ目の環境保全型農業推進事業費補助金は、天敵などの購入費や有機 J A S 認定の手数料、有機農業における生産技術の向上及び販路開拓などに係る経費に補助するものです。

ここで関連しますので、報告事項の資料の4ページをお開きください。

A3の横のポンチの図でございます。環境保全型農業の柱でありますIPM技術の開発と普及について関連しますので、あわせて説明させていただきたいと思っております。

資料の左側に現状と課題を整理しております。これまで害虫対策として天敵昆虫の利用技術の開発とその普及を中心に取り組んできたところです。これまでの取り組みによりまして、左上の表に示しましたとおり、ナスやピーマン類、シシトウでは天敵昆虫がほぼ100%導入され、また中ほどの表に示しておりますが、多くの農家が地域に生息する土着の天敵昆虫をみずからふやして利用するなど、全国的にも進んだ取り組みに発展しております。

こうした取り組みによりまして、左下の図に示しておりますが、例えば施設ナスでは農薬費や防除作業の大幅な削減につながるなど大きな効果が得られているところです。しかしながら、課題をその下に書いておりますが、施設キュウリでは害虫が伝播するウイルス病の発生でありますとか、また施設柑橘では害虫が低密度でも果実品種への影響が大きいといった品目特有の課題がありまして、普及がおくれている理由でもございます。さらに、先ほどの図の右端にありますように、これまで問題になっていなかった病害が問題化するなど、新たな課題への対応も必要となってきているところです。そのため、資料の右の戦略のポイントに示しましたように、天敵昆虫の導入がおくれている品目や侵入害虫など新たな害虫に対するIPM技術の開発と普及を強化するとともに、被害が顕在化し問題となっております病害、例えばナスの黒枯病などに対するIPM技術の開発と普及を進めてまいりたいと思っております。

これら虫害版IPM技術と病害版IPM技術の開発の両輪をしっかりと回しまして、より高品質で低コスト、省力化につながるIPM技術を普及し、環境に優しく持続可能な園芸農業の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、もう一度②の資料の345ページに戻ってください。

6環境保全型農業推進事業費の6つ目の環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減した上で、堆肥の施用や天敵昆虫の利用など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行うか、または有機農業に取り組む場合に補助するものです。

次の環境保全型農業直接支払推進交付金は、市町村が行う確認事務などに要する経費を交付するものです。

次の産地競争力強化支援事業費は、オランダ・ウェストラント市との技術交流により環境制御技術の開発と普及の加速化を図ろうとするものです。また、取引拡大や産地の信用向上に向け、グローバルギャップの取得に向けた研修などへの支援や生産現場でのIPM技術の確立と普及、ミシマサイコを中心とした薬草の生産振興など高知県の強みを生かし

て産地の強化を図るものです。

次の8県産米ブランド化推進事業は、県産米のブランド化を推進するため、高品質で食味のよいこだわり米の県外への有利販売の取り組みや酒米の生産振興を支援するための経費でございます。

1つ目の県産米ブランド化推進事業費補助金は、米のブランド化に向け米の品質や認知度の向上、県外への販売促進活動などの取り組みに補助をするものです。

次の農業大学校運営費は、いの町にあります農業大学校の運営に資する経費でございます。

346ページをお願いします。

10農業大学校研修教育推進事業費は、農業後継者などを対象に、農業に関する技術や経営についての実践的な教育を実施するための経費です。市場調査、篤農家など外部講師による講義、農家研修など授業内容の充実に努めています。

次の11農業担い手育成センター整備事業費は、新規就農者の育成や先進技術の実証拠点である農業担い手育成センターの研修実証ハウスや敷地内の舗装などの整備に要する経費でございます。

347ページをお願いします。

12農業担い手育成センター運営費は、農業担い手育成センター運営に要する経費です。

次の13農業担い手就農支援事業費は、新規就農者や担い手育成のため基礎技術の研修や先進技術の実証、産地とのマッチングに要する経費でございます。

1つ目のほ場管理業務委託料は、研修及び実証施設で栽培される作物の収穫など管理を外部委託するものです。

2つ目の就農研修指導業務等委託料は、研修実証圃場の管理業務などを外部委託するものです。

14植物防疫総合対策事業費は、病虫害発生予察や農薬の適正使用などの病虫害防除対策や農薬残留分析など、安全で適正な防除対策に取り組むための経費です。

1つ目の病虫害発生状況調査委託料は、病虫害発生予察に必要な調査の一部を委託するものです。

次の農薬残留分析委託料は、出荷段階における残留農薬検査とマイナー作物の農薬登録の適用拡大に必要な農薬残留データの作成のための分析を民間分析機関に委託するものでございます。

続きまして、348ページをお願いします。

5目の農業試験研究費でございます。

1農業技術センター管理運営費は、農業技術センター果樹試験場、茶業試験場の運営に要する経費です。

1つ目の清掃等委託料は、農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場の清掃委託業務など、施設維持管理などに必要な委託料となっております。

2つ目の園地除草等委託料は、果樹試験場園地の草刈りを民間業者に委託するものです。

2の農業試験研究費は、試験研究機関において新施設園芸システム研究開発や天敵利用などの環境保全型農業技術、高品質多収生産技術、優良品種、農産物鮮度保持技術などの研究開発に要する経費です。

1つ目の実験補助業務委託料は、農業技術センターにおける実験器具の洗浄などを民間業者に委託するものです。

次の野菜遺伝資源更新等委託料は、遺伝資源として保存しております植物の種子などの更新と増殖を民間業者に委託するものです。

3つ目の施設維持管理委託料は、ハウスのビニールの張りかえ作業を委託するものです。

環境農業推進課の当初予算額は29億1,392万5,000円で、前年より2億1,177万7,000円の減額となっております。

続きまして、27年度補正予算の説明をさせていただきます。

4の資料、議案説明書の190ページをお願いします。

歳入予算では、7款分担金及び負担金として派遣職員2名分について、派遣先市町村の負担分1,678万7,000円の補正予算を計上しております。

その他の歳入予算につきましては、歳出の項で説明させていただきますので、省略いたします。

191ページをお願いいたします。

5目環境保全型農業費は、1環境保全型農業総合対策事業費の1つ目の環境保全型農業推進事業費補助金の減額につきましては、天敵などが予想以上の防除効果を示し、補助対象資材の導入が当初計画よりも少なく済んだことなどによる需用費の減によるものです。

次の環境保全型農業直接支払交付金と環境保全型農業直接支払推進交付金の減額は、事業費の減によるものです。

2植物防疫総合対策事業費の減額は、国からの受託事業が見込みを下回ったことによるものです。

192ページをお願いします。

6目農業試験研究費の1農業試験研究費につきましては、国から受託事業の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、193ページのほうをお願いいたします。

繰越明許費について御説明をさせていただきたいと思っております。

農業担い手育成センター整備事業費でございますが、四万十町に平成26年度に開設されました農業担い手育成センターの施設整備に係る事業でございます。このセンターの機能拡充としまして、CLT工法による新たな長期研修用宿泊施設の整備を平成27年度内の完成に向け進めてきたところです。しかしながら、施工段階で判明しました軟弱地盤を克服するための工法の検討、協議に時間を要しましたことや、CLT工法の基礎金具のふぐあいなどによる改良作業に時間を要したため、平成27年度内に完成することが難しくなったことから、工期延長による繰り越しをお願いするものです。現在、作業員の増員や作業時間の延長によりまして工期の短縮を図っているところですが、現段階では工事完了は4月30日を予定しております。4月以降の長期研修者の受け入れ対応ですが、完成までは短期研修用宿泊施設での受け入れを検討するなど、長期研修に支障が出ないように対応してまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.5 条例その他議案説明書の84ページをお開きください。

第60号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。

この条例でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法の施行により農産物検査法の一部改正などに伴う知事への権限移譲を考慮いたしまして、農産物検査を行う登録検査機関の登録の更新及び更新登録の審査に係る手数料を新たに徴収しようとするものでございます。ここで言う登録検査機関が行う農産物検査とは、米穀、麦、大豆などの農産物の種類、高知県産コシヒカリといった銘柄ごとに設定された1等、2等などの品位、重量など規格に沿って農産物を区分するとともに、量目及び包装を統一し、その正確を期することによって農産物の取引の公正と円滑を図ることを目的としております。高知県におきましては農協など23の機関でこの検査を実施しております。

議案に関する補足説明資料の環境農業推進課のインデックスがついたページをお開きください。

A4の横書きの農産物検査法の地方への権限移譲についてという資料でございます。

農産物の地方への権限移譲についてでございますが、中ほどにございます農産物検査法上の義務、19項目ございますが、このうち右側にある農産物検査規格の設定、臨時検査を除く17項目の事務が県に権限移譲となる事務でございます。このうち少し左寄りにありますけれども、黒星印の事務2の申請の受理、登録、公示、4の更新の受理、更新、公示、それから6の更新の受理、変更、公示につきましては手数料が発生しますため、新たに県の手数料条例に定めようとするものでございます。

具体的には、2の申請の受理、登録、公示は、新たに登録検査機関として登録しようとする場合、4の更新の受理、更新、公示は5年ごとになりますが、登録検査機関として登録を更新する場合、6の更新の受理、変更、公示は登録検査機関の変更登録、例えば米穀

のみを品位検査を行っていた登録検査機関が追加的に麦の農産物検査を行う場合や、品位検査のみ行っていた登録検査機関が追加的に成分検査を行うなどの場合がこれに該当するものです。手数料額ですが、先ほどの資料の、84ページにお戻りください。

1の新たに登録検査機関に登録申請する場合は15万円、2の5年ごとに更新する場合は1万1,000円、先ほど申しました3のア、米穀に加えて新たに麦の農産物検査を行う農産物の種類を増加する場合は3万円、次のページになります。上の段のイ、品位検査を加えた新たに成分検査を行う登録の区分の増加に係る場合は15万円徴収することとしております。それぞれの額につきましては、国の事務として徴収しておりました額に準拠しておりますが、県でのそれぞれの事務に係ります人件費相当額、用紙代等、需用費相当額、通信費などの役務費相当額を勘案した場合もその相当額となりますことから、この徴収額を設定しております。

本県を除きます中四国の他県におきましても、本県と同額の手数料を徴収する条例議案を議会で承認あるいは上程する予定とお伺いをしております。

条例議案に関する説明は以上でございます。

以上で環境農業推進課の28年度当初予算と27年度2月議会補正予算につきまして説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑は午後から行いたいと思います。

暫時の間休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時1分～12時59分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。

武石委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡が入っております。

質疑を行います。

◎橋本委員 当初予算の4目環境農業推進費の中の産地競争力強化支援事業費についてお尋ねをしたいんですが、この中には多分薬用作物の振興のための対策費用が含まれていると思うんですけども、その内訳をお話いただけますか。

◎小松環境農業推進課長 薬用作物の振興につきましては、今現在ミシマサイコを中心に振興しているところですが、それらをさらに振興するというところで、内容としては技術確立のための実証圃の設置等を計画しているところです。それから、ミシマサイコ以外にもほかの有用作物について興味をお持ちで取り組む産地がございますので、そこにつきましては実証圃の設置でありますとか、あるいは国の支援事業なんかも活用しながら支援をしてまいりたいと考えております。

◎橋本委員 少し総体論として聞きたいんですが、実は薬用植物の栽培については当然、生薬として売っていくという状況になる中で、この形を整えているのではないかなと思っているんですが、実は私もちょっとこれ興味がありまして、生薬についてはいろんな活動もしているんですけども、実は薬価というややこしいものが日本の中にはあって、なかなか高くは売れない仕組みがそこにあるということでお聞きをしているんですが、その辺についてはどういう見解を持っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

◎小松環境農業推進課長 委員御指摘のように、薬草の販売につきましては薬価で定められているということで、生産サイドから見ますと収量に対して販売価格ということで収益が決まってしまうので、正直今の薬価ではなかなか薬草を栽培しても基本的にそれだけで収益が上がるというレベルまで行ってないんじゃないかなと考えております。

◎橋本委員 ヒューマンライフ土佐を中心に、ミシマサイコが産業振興計画の中でも拡大的にボアアップしていくと方向性だというふうに思うんですが、ただ既存の、昔からやっているヒューマンライフ土佐に所属をしている生産者の方々が私自身も減っていると思うんですね。それから、県も新しくそれをやらそうと、そして県も仕掛けていることは実態だと思うんですけども、同じ面積でも数量がなかなか新しい方はたくさんつくれない、基本的には契約栽培ですので、多分津村順天堂との契約栽培ということになるんですかね。

◎小松環境農業推進課長 ミシマサイコにつきましては、ツムラとの契約販売ということになっております。

◎橋本委員 先ほどちょっと県が進めている薬用植物、シャクヤクも当然そうですし、ホソバオケラもそういう形で進むという、それから私どもの地域なんですけれども、薬草の生産組合を立ち上げて今回国の直轄事業を得るためにこの間私も一緒に、実は中四国の農政局のほうに行っていました。その中でいろんなヒアリングを受けたんですけども、まず牧野植物園と一緒に組んでこの事業の展開を図ろうということで、牧野植物園を受け皿にして一応組み立てたんですが、そこに行ってヒアリングの中で、牧野植物園ではならないよという話なんです。何でって聞いたら、牧野植物園自体が要は研究機関であって、栽培機関ではないじゃない、だから牧野植物園では受け皿になり得ない、別に規定はされてないんで出すのは勝手なんですけども、多分採択になりませんよみたいな話なんです。簡単に言うと、私が受けたのはそういう説明でした。だから、そのときに生産組合の皆さんも行っていて、仕方がなく生産組合の皆さんが受け皿になるということで申請をしたようなんですけれども、いまだにまだいろんな手直しがずっと続いているような環境下にあります。ただ、ちょっといろんな薬用植物の研究に関して牧野植物園のほうと連動してやっているんだろうけれども、基本的な研究機関としてやることはよくわかるんですが、それ



を事業化していくということに対しては、牧野植物園とどういう、お話をしているのかなということをお聞きしたいんですけども。

◎小松環境農業推進課長 牧野植物園との連携につきましては、環境共生課、それから牧野植物園、それから私たち環境農業推進課で協議会をつくりまして、有用作物についての情報共有をしております。そういった中で薬効が非常にすぐれていて、将来性があるような有望薬用作物については生産現場で実証しまして、まずは現地適応性があるかどうかということを確認させていただいている、その上でこれは産地に適応できそうだというものについては、さらに産地化に向けて農業振興センターと一緒にやって取り組みを進めていきたいと考えています。

◎橋本委員 28年度当初予算で組んでいるのは98万3,000円とお聞きをしておりますので、それだけでそういう形がつくっていいのか、ちょっと疑問に感じているところです。確かに、東京に行ったときに、農水省と厚労省で国の施策としてのこの薬用植物についての重要性というのも非常に感じたんですけども、ヒアリングを受けている中で、でもそれが県のほうの対応としてそこまでやっているのだろうか、それから本当の意味で薬用植物クラスターみたいな形をつくっていかうとしているのだろうか、そこがちょっと疑問に感じておまして、その辺の県の生産者、研究者に対する支援をもう少し厚くするようなことはお考えでないのかなのかどうか、部長にお聞きをしたいと思います。

◎味元農業振興部長 いろいろお話をいただきましたけれども、まず牧野植物園との関係で言いますと、薬用植物といいましてもいろいろあります。その中で先ほど課長が申し上げましたけれども、高知県に適したものがあるのかなのか、今まで把握しているもの以外にも例えばそういう可能性のあるものはないのかといったようなことを牧野植物園の専門性をもとに研究をする、そこで一定目鼻が立ちそうなものについては農業振興部が引き継いでそれぞれの農業技術センターとか、そういうようなところで実証をし、それを産地におろして行って拡大をしていく流れ、役割分担になっています。その中で、確かにミシマサイコ以外にもいろいろあります。ただ、それも一長一短ございまして、その中でまず生産の実績があって、ある程度実績を上げやすいということと、それからやはり薬用植物の場合つくってなんぼうじゃなくて、受け入れがあって幾らの世界でございまして、例えばミシマサイコであればつくれば一定の量というのは確実にツムラのほうが引き受けてくれるという話がございますので、ですからターゲットをミシマサイコに絞っていく戦略で今やっております。

今、予算のお話がございましたけれども、それを拡大していく中で、私どもは予算というよりはやはり産地をいかに広げていくのか、その中で特にポイントになるのはやっぱり技術支援だと思っています。例えばミシマサイコにしましても、生産者の中で採算ラインがあるとすれば、そこに到達しないところもたくさんありますし、一方でそれを大幅に超

えてかなり収益を上げているところもあります。そのレベルをいかに引き上げていくかということでございますので、予算というよりはそれぞれの普及所なり中心になってその技術を上げていく、そういうような実績を持って作付面積を広げていくということを着実にやっていく、地道にやっていくということが私どもの仕事じゃないのかなと思っています。

その中で、予算としては実証圃を例えば借り上げたりする経費は一定お出ししましょうとやっておるわけなんですけれども、予算というよりはそういう振興センターなり普及所なりの職員の取り組みをある程度評価をしていただければ、私どもとしてはありがたいなと思っています。今全力でそれに取り組んでいるところでございます。

◎橋本委員 確かに部長の言っていることはよくわかるんですが、実際、県の職員の方々、指導者の方々がそこまで薬用植物に対して意識を持っているんだろうか、非常に私は現場において疑問に感じる場所があります。だから、ミシマサイコにしても、ホソバオケラやシャクヤクについてもそうです。今から多分生産組合のほうで国の支援事業を受けてやろうとしているシコン、ムラサキについてもそうだと思うんですけれども、もう少しきちっと向き合っただけの体制をしっかりと組んでいただきたいと思えますし、やってないということではないですよ。今以上にやっぱりやっていく、将来的には本当に契約栽培、ツムラに言ったらそれは銭になるからということではなくて、薬用植物を一つの基本に、その中のクラスターをしっかりと形成をしていくという方向性にやっぱり進めていくという一つの大きな植物でもあるんじゃないかなと。薬用植物そのものがですよ、そうちょっと思っていて、この間、滋賀県の米原に研修にちょっと行っていたんですけれども、薬草の里というのがあるんですね。伊吹山が後ろにあって、伊吹山というのは非常に薬草が自生しているところらしいです。そこの担当者の方とちょっと会っていたら、高知県も非常に縁が深いんですよと言うんですよ。牧野先生がずっと前から来ていただいて、研究をしていた経過もあるので、土佐のほうも非常に薬用植物については豊富なところなので、そういうことも含めてお互いが頑張って研究していきましょうという話を聞いたんです。だから、今ちょっとお金のことも九十何万円かよ、それは少ないだろうと言いましたけれども、やっぱりそういうことも含めて考えていただけるように、もうこれ以上は言いませんけれども、環境農業政策課のほうに対していろんな御相談があるようだったら、ぜひとも聞いてあげていただきたいと要請しておきます。

◎金岡委員 環境保全型農業についてですが、中山間地へ来られる新規就農者あるいは移住者の方々、ほとんど有機農業に関心を持っておられる、これは御承知と思いますが、そこで有機農業というのはかなり難しい農業ですので、有機無農薬とやりますとハードルが極めて高いという中で、有機減農薬という形でやっていきたいとやっていますが、ただ非常に収益にはなかなかかなりにくいということで、今やっておられるのはほとんど自家消

費分でそれをやるという形で、実質有機無農薬あるいは減農薬でやられるのは市場に出すものについてはかなり難しい状況ですが、その中で今言われておるのは、どうも県は有機農業に対してちょっと後ろ向きなんじゃないかという話をされています。そのところはどうかということと、もう一点は県産米のブランド化推進事業というのがありますが、これについては多分これ出されておるんじゃないかと思いますが、一番有効なのが日本穀物検定協会の食味ランキングというのと思います。先日この発表がありました、残念ながら特Aというのは四国に一つもない状況でしたが、これに対する取り組みはどんなになっているのか、お聞きしたいと思います。

◎小松環境農業推進課長 県としましては、有機農業については、特に中山間地域で収益を上げていく有効な栽培方法じゃないかと考えております。委員御指摘のように、実際はなかなか収益が上がっている農家ばかりじゃなくて、なかなか苦戦をされているという実態も承知しております。その要因をいろいろアンケートをとってみますと、1つやっぱり生産技術の部分でいいものがたくさんとれないということと、それともう一つ大きいのは、やはりしっかりした柱となる販路を持たれてない方がなかなか苦戦されているという実態があるようです。それで、28年度の予算の中ではその栽培技術の向上の部分と、それから新たな流通の開発の部分、その部分にグループ化を目指す方々への支援をしていきたいと考えております。それにつきましては、有機農業の主産地といいますのは嶺北地域とか四万十町とか、それから幡多地域のほうとか、県内中山間地域を中心に広がっておりますので、そういったところの振興センターの職員を中心にしながら指導に当たっていきたいと思っています。

生産を安定する上で一番大事なものは、やはり有機農業とはいってもやはり基本となる栽培技術、適地で適品目を適宜に栽培するということからスタートして、あとは土づくり、それと県が進めています天敵とか、それから物理的な方法を使ったIPM技術、そういったものをうまく組み合わせていけば、かなり安定した生産ができるんじゃないかと思っていますので、そういった部分の支援をしっかりとしていきたいと考えています。

それから、米のブランド化ですけれども、食味コンテストでは残念な結果だったとは思いますが、静岡県で行っております、これも全国的に知名度が高い大きなコンクールであります、そこにおいて四万十町の生産者が最高、特別金賞、最高位に輝いた、それからこれは本山町の土佐天空の郷の生産者の方なんですけれども、品種賞も受賞された事例も見られております。

ブランド化については、これまでも支援してきたところなんですけれども、さらにそういった全国のコンテストへの出品できるレベルの生産者を育てるためにさらに支援策を強化していきたい、具体的にはやはり受賞することがブランド化のイメージに直結しますので、極端に言えばそれを狙った栽培管理なりをしっかりと支援していく、実証圃をつくって、そ

ここでみんなで品位の高いお米を生産するための研修会なんかを重ねてやっていくというところで支援をしていきたいと考えています。

◎**金岡委員** ぜひともやっていただきたいと思います。支援をしていただければ、それに対して取り組む農家もかなり出てくると思います。特に私のところはいわゆる棚田ですので、かなり高品位なお米がとれますので、にこまるを出したんでしょうか、けれど、ヒノヒカリでも十分にいけるんじゃないかと思えますし、ヒノヒカリのほうがむしろ実績はあるわけで、ことしも4県でヒノヒカリが入っていますよね。ですから、そこら辺もまた考えていただいて、ぜひとも進めていただきたい、必ず取り組む農家が出てくると思えますので、そして特Aにでもなれば、これは一気にブランド化が進むと思えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

◎**土居委員** ちょっと重くなるんですが、高知米のブランド化推進事業で先ほど金岡委員が言われたとおりなんです。こだわり米をブランド化して売り出すということも当然頑張っていたらいいと思うんですが、そういう日本一に評価されるようなお米がある一方で、お話もあったように一般的な高知産米の評価というのが非常に低くて、1等級米比率の低さというのがデータ上はなかなか厳しい状況にあると、そういった全体的な米の品質の底上げといったことをこれからも県としても農協なり生産者なりとの連携を深めてぜひともやっていかないかんということが1つ。

あとほんなら米の品種が問題というたら、決してそういうわけではなくて、やはり地域的なもの、気候的なもの、あとそれに合わせた生産方法的なものがかかなり大きな影響があると思えますので、その辺の指導体制的なものをどうしていくのか、その辺の県の方針とかどうか考えをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

◎**小松環境農業推進課長** 残念ながら、高知のお米というのは1等米比率がむしろ低いというのがここずっと続いているところです。やはり高知県の場合、米の登熟期に降雨に遭遇する機会が多いということで未熟粒を中心とした低品位なものが出てきて、1等米比率を下げているということで、1つにはやはり品種の力というのは大きいかなということを考えています。その部分につきましては農業技術センターで育成した高育76号であるとか関高IL1号とか非常に有望なものも出ておりますので、それは圏域で実証圃を今重ねて奨励品種に向けて取り組みを進めております。

それから、いわゆるコシヒカリとか、今現在主力品種になっているものも1等米比率は高くありませんので、それについてはやはり非常に地道ではありますが、施肥とか、そういった基本的な技術のところを現場での現地検討会なり指導の中で徹底することによって、少しでも底上げをしていくということになってくると考えます。

◎**土居委員** 品種改良そのものは、全国全ての都道府県で実施をされて、その都度その都

度いいものが出てきていると思いますけれど、その地域に合わせた、高知も高育76号という前も聞いたことあるんですけれども、早く市場に出回って県の農家がそういったすぐれた品種を栽培、生産できるような環境づくりを進めていかないかと思うんですけれども、今後高育76号に私も期待しているんですけれども、その普及戦略というかスケジュール的なものですね、これをどう展望を描いておられるのか、お聞きいたします。

◎小松環境農業推進課長 先ほど申しました2品種については、昨年度現地実証をスタートさせております。28年度再度圏域的に実証しまして、確かにいいということが明らかになれば推奨品種として位置づけるための作業に来年度後半ぐらいから入っていくことになります。その上で、やはり種もみの確保ができないと一気に広げることはできませんので、初期はそんなに急速に広げることもなかなか困難かとは思いますが、種もみの確保も図りながらいいものはできるだけ早く普及させていきたいと考えています。

◎土居委員 ありがとうございます。最後に1点、ちょっと意見だけ言わせていただくんだけれど、酒造好適米につきまして、議会でちょっとやらせてもらったんですが、ぜひ高品質化といったことに取り組んでいただきたいんですが、ただ県内の酒造好適米というのはほとんど県内の酒造メーカーによって消費をされて、活用されていると思うので、ただただ生産拡大というわけでは当然なくて、需給のバランスといったものが一番何より大事であり、またいいものをやっぱり提供しなければ、酒造好適米のブランド化、ひいては日本酒のブランド化につながっていかないとしますので、この辺はまた県と生産者と酒造メーカー等との連携といったことが非常に大事になってくると思いますので、その辺をまた踏まえてまた取り組みを進めていただきたいと思います。ここは意見として。

◎弘田委員長 要望ということですね。

ほかに。

◎米田委員 農産物検査法の権限移譲について、例えば27かね、何かあると言われていましたけれど、登録検査機関と地域検査機関とは別個の機関として各地方にあるのか、もし数がわかればということと、それと地域登録検査機関、年間どれぐらいの量的というか、種類というか、検査をやっているのか、そういう数値的なあらわし方があれば。

◎小松環境農業推進課長 登録検査機関でございますけれども、今現在JAを中心に米穀店含めて23機関ございます。検査回数とか、少々お待ちください。まず、届け出とか立入調査の件数ですけれども、年度によってかなり変動があるんですけれども、例えば定期的な巡回立入調査で言いますと、4カ年平均しますと大体28回ぐらいになっています。多い年は30回を少し超えるときもありますし、少ないときは20回ちょっととなっております。

◎米田委員 その登録検査機関23のうち地域登録検査機関というのが幾つなんですか。23が地域登録ですか。

◎小松環境農業推進課長 地域登録検査機関は23です。

◎米田委員 それで、このフロー図で説明してもろうたんやけれど、今までは権限移譲されてなかったから、いわゆるこの都道府県知事がなくて、国が直接立ち入りだとか更新だとかという全てやっていたと、そういう理解でいいですか。

◎小松環境農業推進課長 国の地域センターのほうでこの役割を果たしていたということです。

◎米田委員 そのきちんと安全・安心なという思いはそうなんで、ただわざわざ広域的なものは国がやりますと、でも地域登録のやつもちゃんと国にも報告しなさいとなっていますが、一斉にやるわけよね、全国都道府県ね、今回。そのメリットとといいますか、そこはどこにあるんですかね。

◎小松環境農業推進課長 国の考え方は、やはり地域のお米の検査は地域の実情をよく熟知している県が担うほうがよりいいんじゃないかという整理をされているように受け取っております。

◎米田委員 そしたら、この例えば地域登録というのは別にしても、広域という場合はどういう検査になるんですか。

◎小松環境農業推進課長 広域は、ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

◎弘田委員長 わかりますか。

◎小松環境農業推進課長 広域と申しますのは複数県にまたがって検査が必要な場合ということですよ。

◎味元農業振興部長 要するに、県単位で高知県だけをエリアにする場合には高知県知事がやる、複数の県を検査するような、そういう体制をとった検査機関は国が検査をする、許可をしたり変更したり受け付ける、そういう意味です。例えば建設業の許可なんかにしても、県内だけで支店を持って営業する場合は県知事の許可になっていますし、複数の県にまたがって営業する場合は国交省の大臣が許可すると、それと同じような意味合いだと考えていただければ。

◎米田委員 そしたら、今高知県の検査機関の中で2つの県以上にまたがる検査機関もあるわけですね。そういう理解でいいですか。

◎小松環境農業推進課長 今、この23機関の中で広域にまたがる部分はなく、県内だけでございます。県が検査するのは、対象となるのは先ほど申しました県内のJA、それから米穀店の23機関と。

◎米田委員 それで、高知県には2つの県以上にまたがる検査機関はないということよね。

◎小松環境農業推進課長 そうです。

◎米田委員 それで、財政の話もされたと思うんですけど、今までなかった権限を高知県でやるとなれば、そういうスタッフあるいは研修とか財政的な措置がないと、年に何回

かやっとなかなかこれ重要な役割を果たさんといけませんよね。改善命令とかも出せるわけですから。そこら辺の保証といいますか、国に対して言うて体制つくっていくんだらうと思うんですけど、そこら辺は十分な一応今措置をとられているという理解でいいですか。

◎小松環境農業推進課長 これの検査に当たりましては、やはり国が行っている部分が県になりますので、そこには専門的な知識と、それからそれにかかるある程度人役、労力もかかりますので、専門技術につきましては我々のほかに水稻の専門技術員がおりますので、そこで対応します。それから、人役の部分については配備いただいて、そういう体制がとれるように体制をとっております。

◎米田委員 わかりました。

◎弘田委員長 ほかに。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、当初予算に関連しますので、第3期の産業振興計画の評価にかかわる柱について先に御説明させていただきたいというふうに思います。

柱は、柱の1、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化、柱3の流通・販売の支援強化、そして柱5の地域に根差した農業クラスターの形成でございます。

それでは、委員会資料の報告事項の資料、農業政策課のインデックスのついでにページ、資料の3ページをまずごらんいただきたいとしたいと思います。

柱1の取り組み方針の1、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進でございます。第3次に引き続きまして既存型ハウスへの環境制御技術の導入を生産振興の一丁目一番地としまして、環境制御技術普及促進事業などにより県内全域への普及に取り組むとともに、規模拡大の意欲のある方などに対しまして次世代型ハウス・農業クラスター事業による次世代型のハウスの導入を支援してまいります。また、新たな取り組みとしまして、団地の形成による生産拡大とともに、関連産業を意図的に集積をしていく農業クラスターの推進にも努めてまいります。これらの取り組みを着実に推進することで農家所得の向上を図り、農業産出額の増加を目指すための28年度の支援を下段に列挙しているところでございます。

続きまして、同じ資料の10ページをお願いいたします。

柱3の流通・販売の支援強化でございます。3期は、中ほどにございます新需要開拓マ

ーケティング協議会が卸売市場に業務委託をする園芸品販路開拓・拡大強化事業による販売力の強化を拡充しまして、新たに加工ニーズと海外ニーズに取り組みたいと考えております。また、下にありますこだわりニッチ野菜・果実販路開拓のための商談会につきましては、より効果を高めるために地産外商公社が開催する商談会に一元化をすることで、農家所得の向上を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、ページを14ページまでお進みください。柱5、地域に根差した農業クラスターの形成でございます。クラスターの関連につきましては、この14ページの業務フローと15ページの支援について御説明をいたします。

まず、14ページはクラスターを形成する一般的な業務フローを整理したものでございます。ステップがゼロから4まで書かれてございますが、ステップのゼロとして県庁内にワンストップの窓口を設け、川上、川下のニーズを情報集約しまして、ステップの1で県庁内のクラスター情報共有会議で実現性の高い案件を抽出し、事業者や市町村の皆様から積極的な提案、参加を募ります。次に、ステップの2で地域の皆様の行うクラスターの形成に向けた具体的なビジネスプランづくりを支援するとともに、関連産業が厚みを増しますよう、また付加価値がさらに向上するよう、1次から3次までの事業者を幅広く追加的に募ってまいります。

そして、ビジネスプランの実行段階がステップの3、4でございます。クラスター事業者と県で協定を結びまして、官民協働で取り組みを支援するクラスタープロジェクトチームを設置しまして、産地の生産振興や付加価値の向上を図るなど、クラスターの形成に向けてきめ細かなサポートを図ってまいりたいと考えています。

なお、クラスターの形成には、ケースによりその熟度や進行ぐあいが多様でありますので、個別ぐあいの取り組みケースに応じて対応してまいります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

こうしたクラスターを形成するためには新たな支援が必要となってまいりますので、新たな支援を含めた一連の支援メニューを整理したものがこの15ページでございます。今回新たに予算提案をしている事業を中心に御説明をいたします。

まず、上段、実施計画の策定などソフト面の取り組み支援でございます。次世代施設園芸等企業参入事業費は、県がクラスターを育成するために必要な川下の情報集約を行うものでございます。その上で、市町村が取り組むクラスターの実現に向けた園芸団地の用地確保などを支援するものがその右にある農業クラスター計画策定事業でございます。また、クラスター形成に必要なアドバイザーの活用につきましては、次世代型ハウス・農業クラスター促進事業により支援し、クラスターのマネジメント強化を図ってまいります。

次に、中段でございますが、ハウスを中心にクラスター関連施設のハード支援を記載してございます。ハウスの整備やハウスの上段に書いてございます集出荷場・物流拠点、種



苗供給施設、エネルギー供給施設、研究・開発施設といった生産関連施設の整備に対しまして、次世代型ハウス・農業クラスター促進事業により支援をしております。生産関連以外、例えば直販所やレストラン、加工施設などにつきましては、その支援につきましては産業振興推進部とのすみ分けを行っているところでございます。

下段には、園芸団地用地の確保と基盤整備への取り組み支援でございます。市町村などが農業クラスター計画策定事業によりまして適地調査や用地を確保し整備計画をつくります。次に、候補農地を農地中間管理機構が借り受け、あるいは買い入れをします。県が次世代施設園芸団地農地確保事業により整備に係る地権者の負担や賃料の一括前払いや農地買収に備えた基金を農地中間管理機構に造成をした中で、これは先ほど農地・担い手対策課から説明がございましたが、その中で次世代施設園芸団地基盤整備事業などにより基盤整備を行います。その際の地権者に係る整備負担は農地中間管理機構が負担します。園芸団地整備円滑化事業は、その農地中間管理機構が負担をした地権者の負担に対して県が補助するものでございます。園芸団地に農地を賃借する地権者は一定の期間制限されますが、負担なしで基盤整備が行えることとなります。こうした一連の支援によりましてクラスターを形成し、地域地域に新たな付加価値と雇用の増を生み出していくことを目標に取り組んでまいります。

以上が第3期産業振興計画の主な内容でございますが、当課に係る新たな予算、クラスター計画策定事業、園芸団地整備円滑化事業、また農業クラスター推進事業、その他の柱の事業につきましても予算説明の中で改めて御説明を申し上げます。

それでは、議案、平成28年度一般会計当初予算について御説明に入らせていただきます。

資料No.2 予算議案説明書の350ページをお開き願います。

産地・流通支援課所管の平成28年度の一般会計当初予算案の概要でございます。

歳入は、本年度4億5,787万8,000円でございます。国庫事業の活用に伴う国庫補助金と産地パワーアップ事業の活用に伴う雑入等でございます。

国庫補助金、雑入の詳細につきましては後ほど御説明をいたします。

次の351ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総額は19億9,257万2,000円で、前年度比較で1億6,457万5,000円、率にしまして9%の増となっております。増額の主な理由は園芸用ハウス整備事業の増額、産地パワーアップ事業の新設などによるものでございます。

6目の産地・流通支援費のうち説明欄の2園芸戦略推進事業費は、園芸農業を振興していくため、県園芸戦略推進会議などに取り組むものでございます。

3の施設園芸産地確立事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金は、レンタル方式の園芸

用ハウスの整備を補助し、園芸産地の維持・強化を図る事業でございます。28年度につきましては、担い手確保のための産地提案に基づく研修用ハウスを整備する場合に、県の補助率や補助上限額をかさ上げしまして、事業実施主体の負担をゼロにするなど研修区分の拡充を図ってまいりたいと考えております。また、拠点整備区分を新たに設けまして、中山間農業複合経営拠点や集落活動センターが運営する園芸用ハウスの整備につきましても補助してまいりたいと考えております。

次の園芸用ハウス災害復旧事業費補助金は、自然災害により園芸用ハウスなどが被災した農業者に対して補助し、早期の営農復旧を支援する事業でございます。

燃料タンク対策事業費補助金は、南海トラフ地震によるタンクからの重油流出による火災などの二次災害の軽減を図るため、ヒートポンプなど重油代替暖房機の導入によるタンクの削減や、流出防止装置を備えたタンクへの置きかえに補助を行うものでございます。

続きまして、352ページをお願いいたします。

4のまとまりのある園芸産地総合対策事業費は、篤農家の方を中心に、生産者が互いに生産技術などを共有する学び教えあう場の仕組みを活用しまして、課題解決を図る取り組みでございます。28年度は特に環境制御機器を事業導入した全ての農家177戸の補助を学び教えあう場と設置し、速やかな技術の実証、普及に努めてまいります。

2つ下でございますゆず振興対策協議会負担金とその次の特産果樹販売促進事業費補助金は、高知県ゆず振興対策協議会や土佐文旦振興対策協議会が行う販売促進活動などに対する負担金等でございます。

中山間地域集出荷支援事業費補助金は、地域における庭先や拠点地への集荷や集荷量の増加につながる作付拡大などにつきまして、四万十町など7件の取り組みに補助するものでございます。

また、次の事務費につきましては、新施設園芸技術実証普及事業として、環境制御装置などの新施設園芸技術の実証、普及に要する経費などが含まれてございます。

5の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、国の強い農業づくり交付金を活用しまして、28年度はキュウリの選果ラインの高度化に対して補助するものでございます。

次の産地パワーアップ事業費補助金は、国の基金を活用しまして資材型ハウスの整備やヒートポンプ、ニラのそぐり機といった農業機械のリース導入を補助するものでございます。

6の野菜価格安定対策事業費は、野菜生産者の経営安定を図るため、対象野菜の市場価格が著しく下落した場合に、国、県、生産者がそれぞれ資金造成した中から一定の基準に沿って価格差補給金を交付する国の事業でございます。

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金は、ニラ、ショウガ、ブロッコリーな

ど7品目の資金造成に要する県の補助金でございます。

7の新需要開拓マーケティング事業費の見本市出展業務委託料は、県単独開催をしていた首都圏での花の商談会をより効果的に実施するため、28年度は首都圏で開催されます全国規模の花弁展示商談会への出展を利用するものでございます。

次の353ページをお願いいたします。

青果物ブラッシュアップ委託料でございます。こだわり野菜などの販路開拓の強化を図るため、地産外商公社に一元化をします商談会の出展者に対して、消費者の視点からアドバイスやマッチング支援を野菜ソムリエに委託をするものでございます。

2つ下の新需要開拓マーケティング協議会負担金は、卸売市場からさきの流通販売戦略を農業団体と共有実践することを目的に、県と園芸連中央会が構成します新需要開拓マーケティング協議会に対する負担金でございます。本年度は、多様な流通販売に精通した卸売市場に対しまして、先ほど御説明しましたが、3件の業務委託を行っております。新たな販路開拓に成果を上げていますことから、28年度には業務需要開拓の委託件数を3件から4件にふやすとともに、新たに加工ニーズに応える販路開拓と産地づくりを2件、さらに海外での販路開拓を2件、合わせて8件の販路開拓に農業団体とともに取り組んでまいります。

2つ下の青果物連絡協議会等負担金は、東京・大阪事務所園芸分室の職員が情報収集を行うために必要な負担金や研修経費のほか、28年度には東京中央卸売市場の移転に伴いまして東京事務所園芸分室の豊洲市場への移転費用を計上してございます。

次の農産物輸出促進事業費補助金は、輸出に関する国内外の情報収集を行いますとともに、生産者組織などが行う海外での展示会、商談会への出展やテスト輸出などに対して補助するものでございます。

8の次世代施設園芸推進事業費の最初の次世代施設園芸地域展開促進事業費補助金は、次世代施設園芸の各地域への展開を促進するため、国の次世代施設園芸地域展開促進事業を活用しまして、四万十町の次世代施設園芸団地の成果や取り組みの情報発信、また研修会の開催などを高知県次世代施設園芸団地推進協議会に補助する事業でございます。

次の次世代施設園芸団地整備事業費補助金は、四万十町の次世代施設園芸団地の東側及び北側敷地の有効活用を図るため、次世代施設園芸団地が実施をする整備工事に対して補助をするものでございます。

次世代施設園芸モデル事業費補助金は、昨年9月議会におきまして債務負担として計上したものでございます。施設園芸の技術革新を進めるため、環境制御装置などオランダ型の先進技術を取り入れた次世代型ハウスの整備を推進するものでございます。

次の環境制御技術普及促進事業費補助金は、施設園芸農家の所得向上を図るため、収穫量の向上に即効性のある環境制御技術の既存ハウスへの導入を補助する事業でございます。

す。今年度までは環境制御技術導入加速化事業としてございましたが、その継続、拡充の要望に応えまして、回数の見直し、補助上限額の見直し、また補助対象機器の拡充を図りまして、環境制御技術の普及へステップアップを図ってまいります。

次の次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金は、農業法人などが導入する次世代型ハウスや生産関連施設の整備を補助するとともに、雇用確保など一定の要件を満たす場合には農業クラスター加算も措置するとともに、農業クラスター形成に資するアドバイザーへの支援や商工労働部と同様に雇用奨励金の制度も組み込み、クラスターの促進を図ってまいりたいと考えております。

次の農業クラスター計画策定事業費補助金は、市町村が実施をします農業クラスター形成に向けた取り組み及び市町村や民間企業が実施をする園芸団地の用地確保に向けた取り組みに対し補助するものです。

園芸団地整備円滑化事業費補助金は、園芸団地の用地を確保するために農地の基盤整備の事業に対する農家貸し手への負担を軽減するものでございます。

それでは、債務負担行為でございます。

355ページ、園芸用ハウス整備事業費補助金は、平成29年度までの間、新規就農者や既存農家の規模拡大など農業者が利用する園芸用ハウスの整備を補助するものでございます。28年度の当初予算とは別に3.2ヘクタールの整備を計画しております。

以上で28年度の一般会計当初予算案についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、2月補正予算について御説明をさせていただきます。

資料No.4 補正予算議案説明書194ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事業の増減に伴い生じたものでございますので、詳細は歳出のほうで御説明いたします。

次の195ページをお願いいたします。

歳出の7目産地・流通支援費でございます。

2の施設園芸産地確立事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金の減額2,625万8,000円は、入札減などによるものでございます。

園芸用ハウス災害復旧事業費補助金の減額808万9,000円は、本年度幸いなことに比較的災害が少なかったことから減となるものでございます。

燃料タンク対策事業費補助金の減額1億2,393万8,000円は、昨年度まで県単独事業で取り組んできた本取り組みが、本年度国の新たな制度が立ち上がりまして、県を經由しない形で約6,000万円の予算が国の予算で活用ができたこと、また重油価格が下がりましたことから、ヒートポンプの導入の希望が当初の123台から大幅に減少しまして20台になったことから、大幅な減額となってしまいました。

次世代施設園芸モデル事業費補助金の減額4,959万2,000円は、入札減が主な理由でござ

います。

3のまとまりのある園芸産地総合対策事業費のうち中山間地域集出荷支援事業費補助金の減額277万2,000円は、国の事業での活用、取りかえや事業計画の見直しによって補助金がふえたところでございます。

環境制御技術導入加速化事業費補助金の減額4,919万8,000円は、取り組みに意欲を持たれる方も多い中で、導入事例が少なく、身近で効果を実感させる機会が少なかったこと、また初期投資の負担感が導入のブレーキになったこと、さらに事業の活用 に一定の制限があったことなどによりまして減額となったものでございます。

4の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金の減額1億7,690万1,000円は、国の内示の減による減額でございます。

5の新需要開拓マーケティング事業費の農産物輸出促進事業費の減額100万円は、事業計画の見直しによりまして補助金が不用となったことなどによるものでございます。今年度は多くの減額補正となりましたことを反省しておりまして、28年度の予算執行におきまして、改めて緊張感を持って十分な精査を行い、きめ細かく執行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

196ページをお願いいたします。

続きまして、繰越明許の4目農業技術費でございます。次世代施設園芸団地整備事業費は、四万十町に整備をしています次世代施設園芸団地の浸水対策として新たに設置をします排水路などにつきまして、地元住民との調整や設計に日数を要したため、次世代施設園芸団地整備事業費を28年度に繰り越すものでございます。

7目産地・流通支援費でございます。

施設園芸産地確立事業費は、12月に香美市を中心に発生しました突風で倒壊をしたハウスを早期再建を行うため、園芸用ハウス災害復旧事業費補助金の一部を28年度に繰り越すものと、安田町で整備しております次世代型ハウスにつきまして、地元調整に時間を要したため、次世代施設園芸モデル事業費を28年度に繰り越すものでございます。

産地・流通支援課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 一般質問もさせていただいたんですけど、燃料タンク対策事業費補助金ですが、倒れて漏れる防止つきの機械が今年度から事業が始まって、現場で入札等が時間がかかって、タンクを実際につくっている会社が本来一番いい時期というのは夏、冬場にやっぱり使いますので、重油を、その使わない時期までに入札等を行って、例えば夏の時期に設置をさせていただければ、非常に農家にとっても負担も少ないということですけど、今年度入札等の流れというか、その改善はされる見通しかどうか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 お話のありましたように、限られた時間に、また限られた供給能力を持つ製造会社が設置をする運びにつきましては、今まで台数の少ないこともあって十分な準備が整っていないような事例がございました。次年度は、28年度につきましては現場からの要望も197台、約300基の要望もいただいているところですので、事前事前にそういった手順、また業者のほうにも供給についての一定の計画を立てていただくことを考えております。

◎浜田（豪）委員 農家の方と、そしてまたつくっている方ができるだけスムーズにできるように何とぞよろしく申し上げます。要望で。

◎土居委員 園芸用ハウス整備と環境制御技術導入の事業に関してちょっとお聞きします。

農業分野の目標として、産業振興計画の中で平成31年に1,000億円以上という一つの目標がありまして、当然生産量も同様に目標を掲げて取り組んでおられるわけですが、担い手が減少していく中で、当然そうした成果を上げていくために県としては新園芸システムを普及させて収量を上げていこうということですが、いきなり次世代型の高軒高ハウスというのはやっぱり限られた生産法人であったり、力のある農家といったことになると思いますので、ここに示されたピラミッド型の図にもありますように、それぞれのレベルで環境制御的な技術的なものを導入していくといったことが大事になると思うんですけども、その環境制御技術の普及について、特に既存型ハウスへの導入といったことがすごく大事になってくるんじゃないかと思うんですが、いただいた資料によりましたら、普及面積は着実に伸びているということでありまして、県が掲げた目標から比べたらちょっと物足りない点もあって、そこが大きな課題と認識しているんですが、それも平成31年度には100%、670ヘクタールといったことを一つの目標にしておるんですけども、現時点では70ヘクタール弱ぐらいですか、そこにとどまっているとお聞きしています。今後4年間でこれを100%に上げていくということになりましたら、今回、昨年までの事業見直しをされた環境制御技術普及促進事業費補助金、こういったことに力を入れていかないかんですけれども、実際全体の予算枠としてはこの部分もちょっとったように思うんですけども、この辺の県の考え方ですね、これからどんどんやっていかないかんです、全体予算としてはこの事業について少し歩どまりしていることについての県のお考えをお聞きいたします。

◎西本産地・流通支援課長 土居委員から御質問がありました。トータル予算としてちょっと減っているんじゃないか、県としてはさらにどんどん推進していく方向の中でというようなことだと思いますけれど、本年度補正予算の中でも少し御説明させていただいた、関心は持ちながらも、事業をやりたいということで手を挙げていただいても、実際にはなかなかちょっと動いてなかったという現状もございます。そういった中で次年度の予算を

編成する際に、ことしまでの動きを踏まえて、かたい予算を組みながら取り組みを着実に進めていくことが大事だと考えております。そういったことで、次年度は53ヘクタールの事業要望もいただいているところです。

こういった取り組みの中で補助事業がつかなくても自分でもどんどん導入していくよというような動きも、お話も聞いていますので、そういったことも大事にしながら事業をきっかけに地域地域で所得向上につながる、そういう横展開、技術の横展開をしていきたいと考えています。

また、こういった取り組みにつきましては、農業団体や中央会のほうとも話しながら、中央会の中でも農業団体としてもひとつそういう方向でやっというお話をいただいているところですので、ハードルの高い取り組みかと思えますけれど、これに向かって頑張っていきたいと考えています。

**◎土居委員** わかりました。今回新たに補助メニューを拡充したと、また要件も緩和したということで、農家からしたら使いやすくなっていると思いますので、ただそれを知らなければ使しようもないということで、農業関連団体との連携も深めてそれを広く農業者が使えるように、また周知徹底を図っていただきたいということが1つと、もう一点、もろもろの環境制御技術、個人でやられる方も含めて、当然その技術を導入しただけで高収量につながるというわけでもなくて、要はそれに合わせた生産技術、栽培なりそういったやり方、知識、こういったものが必要になると思うんですけど、それについての県は農業関連団体等々も含めて指導体制といいますか、県としてはどういう役割を担っていくのか、その考えをお聞きいたします。

**◎西本産地・流通支援課長** まず、この今お話のありました環境制御技術にかかわる事業を含めまして、農家の末端の皆さんまで届くような情報提供についても農業団体ともお話をしているところですので、また心してそういうことには取り組んでいきたいと思えます。

それと、技術指導についてのあり方の御質問だったと思えますけれど、県の中では本課のほうに専門の技術員もおりますし、出先のほうには環境制御技術普及推進員というのも新たに位置づけをしまして、また農協のほうにもお願いをしまして、そういった窓口的に技術指導ができる職員あるいは横展開をしていく職員を配置しているところです。そういった中で県は一定農業技術センターで実証したデータも持ちながら、皆さんに紹介もしながら現場指導もしていきますけれど、農業団体とともにそういった面は一緒にやっということで、どちらかといえば合同で一緒にやっというイメージで取り組みの体制はとっているところですので、ちょっとお話ししました学び教えの場というような場も現在まで207カ所ございまして、来年度240カ所ぐらいになる予定ですけど、177戸、約8割ぐらい、率はちょっと忘れちゃったけれど、環境制御技術に特化をした取り組みをやっという

と、それに加えて自主的な研究会組織も11ぐらいできていますので、そこも据えていくことも新たにやっていきますので、そういうことで横展開できる起点がこれからどんどんふえてきていますので、そういった中で取り組んでいきたいと思えます。

◎弘田委員長 ほかに。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈地域農業推進課〉

◎弘田委員長 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎有馬地域農業推進課長 地域農業推進課の有馬でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、予算の説明に入ります前に、当課に関係します第3期の産業振興計画の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元にお配りしております報告事項の資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。

当課に主に関係する施策は右上にあります柱2の中山間地域の農業を支える仕組みの再構築のうち、中山間農業複合経営拠点の整備推進と集落営農の推進、それから日本型直接支払制度の推進でございます。

次に、7ページをお開きください。

まず、集落営農の推進につきまして御説明いたします。

集落営農の取り組みは、左側にありますように第2期の産業振興計画の目標をほぼ達成するなど一定推進が図られております。しかしながら、その下にありますように中山間地域の現状は高齢化や担い手不足など厳しい現状がありますので、集落営農の役割はますます重要であると考えております。

そこで、上の三角形の図をごらんください。集落営農の方向性といたしましては、集落営農の裾野を広げるとともに、園芸品目等を導入し複合経営に取り組むこうち型集落営農と法人化へのステップアップを一体的に推進してまいります。裾野の拡大では、本年度から各農業振興センター、普及所で取り組んでいます集落営農の必要性から法人化までを体系的に学ぶ集落営農塾の組織育成コースに地域のリーダーの方がより参加しやすいように、開催地の拡大と開催回数をふやすなど、充実を図っていきたくと考えております。

こうち型集落営農、それから法人化の加速化では、集落営農塾の法人化コースを参加者のレベルに応じたカリキュラムに充実させるとともに、税理士などのアドバイザー派遣など個別にフォローアップを実施していきたくと考えております。

次のページをお開きください。

続きまして、中山間農業複合経営拠点の整備推進につきまして御説明します。



まず、左上の複合経営拠点のイメージ図をごらんください。この複合経営拠点は、地域の農業の核となるJA出資型法人や市町村農業公社などの法人経営体がユズなどの中山間地域に適した農産物の生産や施設園芸、6次産業化などの稼ぐ事業と農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業、庭先集荷などの支える事業を複合的に経営することで地域農業を支えていく仕組みであります。こうした拠点づくりを地域地域に整備できるよう、県内全域への拡大に取り組んでいきたいと考えております。

高知県の地図を見ていただきますと、本年度は大豊町など4カ所で進めております。また、来年度は集落活動センターとの連携も図りながら、日高村など4カ所を予定しております。推進の手順といたしましては、まずは拠点構想づくりを目的としたセミナーを県内4カ所で開催したいと考えております。このセミナーを通じて市町村やJAなどの関係機関が地域課題を共有し、拠点づくりの機運を高めていきたいと考えております。

そして、この構想に基づき、拠点に取り組むことになりますと、事業計画の策定など段階ごとに関係機関で構成します協議会の支援とあわせて、その下にあります事業によるソフト、ハードの両面から支援してまいりたいと考えております。

続きまして、地域農業推進課の平成28年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明いたします。

資料②の当初予算の議案説明書の356ページをお開きください。

歳入は中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの国庫補助金等でございます。詳細につきましては歳出の中で御説明させていただきます。

次のページをごらんください。

歳出でございます。

当課の平成28年度当初予算は総額16億9,008万7,000円で、前年度の当初予算に比べ19.5%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、国庫補助事業を活用しました中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払交付金事業におきまして交付面積の減少などによるものでございます。

それでは、右端の説明欄に沿って御説明させていただきます。

2の中山間地域等直接支払事業費は、中山間地域において農業生産活動が継続して行われるよう、集落協定等に交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止や農業・農村が持つ国土保全などの多面的機能の確保を図るものでございます。第4期対策がスタートしました本年度は、高齢化やまとめ役の不在などの理由によりまして交付面積が減少しております。27年度の当初予算に比べ2億5,600万円余りの減となっております。

このうち、その下の中山間地域等直接支払制度推進事業費補助金は、制度への加入を促進するために制度のさらなる周知や集落協定の広域化などに取り組む市町村等に対して補助するものでございます。

下の多面的機能支払交付金事業は、過疎化や高齢化の進行により、農業用水路や農道等の地域資源の適切な保全管理が困難になりつつある中で、農業・農村の有する多面的機能の維持発展を図るために農業者等が行う保全活動を支援するものでございます。本年度は新規で取り組む地区が多く、交付面積の精査による減少によりまして、27年度の当初予算に比べ1億1,000万円余りの減となっております。

次のページをお願いいたします。

4の集落営農・複合経営拠点支援事業費は、先ほどポンチ絵で御説明いたしました集落営農の推進と中山間農業複合経営拠点の整備を推進するために、ソフト、ハードの両面から支援するものでございます。

このうち、その下の複合経営拠点推進セミナー開催委託料は、市町村やJA等の職員を対象とした拠点構想づくりを目的としたセミナーの開催を委託するものでございます。

2つ下の集落営農支援事業費補助金は、集落営農組織が実施する農業用機械や倉庫等の整備に対して補助するものでございます。

その下の複合経営拠点支援事業費補助金は、複合経営拠点に取り組む市町村、農業公社などの経営体が発する農業用機械や加工施設などの整備、また市町村が実施いたします事業計画作成などに対しまして補助するものでございます。

5の6次産業化推進事業費は、農業者の所得確保や地域活性化を図るため6次産業化に取り組む農業者等の人材を育成するとともに、商品開発や販路拡大などを支援するものでございます。

このうち、2つ下の6次産業化支援業務委託料は、6次産業化サポートセンターの運営を委託するもので、6次産業化に関する個別相談やアドバイザーの派遣、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画、認定事業者等へのサポートなど、国の交付金を活用いたしまして行うものでございます。

次の商品力強化事業費補助金は、6次産業化セミナーの受講生がアドバイザーの指導によって取り組むパッケージデザインの改良等に対して補助するものでございます。

その下の事務費は、6次産業化に取り組む人材を育成する6次産業化セミナーに係る経費などを計上しております。6の地産地消推進事業費は、直販所における農産物の安全・安心の確保や直販所の発展に向けての取り組み、食育活動の推進に係る経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

農畜産物食育推進事業委託料は、県内の小中学生を対象とした出前授業による食育活動を通じて、県産農畜産物の消費拡大につなげる取り組みにつきまして、公益財団法人高知県学校給食会に委託するものでございます。

次の体験学習推進事業費補助金は、農業者等が生産現場に消費者を招き、農業や食にか

かわる人々のさまざまな活動への理解を深めるため、農作業や食を体験する機会を体系的に提供する取り組みにつきまして、国の交付金を活用し市町村に対して補助するものでございます。

7の土佐茶ブランド化推進事業費は、中山間地域の基幹的な農産物である土佐茶の生産振興を図るとともに、生産者と関係団体が一体となって消費の拡大に取り組むことで、産地の維持活性化に取り組むものでございます。

その下の土佐茶の魅力情報発信事業委託料は、高知市にあります土佐茶の普及拠点であります土佐茶カフェを活用いたしまして、土佐茶の情報発信や商品開発などに取り組むものでございます。

次の土佐茶消費拡大事業委託料は、県内の消費拡大のために県内量販店等での手軽な飲み方である水出し茶の提案や新PRの取り組みを委託するものでございます。

その下の土佐茶販売対策協議会負担金は、土佐茶の振興を目的として生産者と関係団体が一体となり消費拡大等に取り組むために設置されております協議会への負担金でございます。

次の土佐茶産地育成事業費補助金は、産地の維持活性化を図るため産地計画の早期実現に向けた活動や新たなお茶の生産振興、茶園の若返りによります品質、生産力の向上などに取り組むJAや市町村等に対し補助するものでございます。

8の品質表示適正化推進事業費は、食品表示法に基づき食品の品質表示の適正化を推進するため、製造業者などを対象とした表示制度の説明会の開催やモニタリング調査などを行うものでございます。また、米穀等の流通に関して米トレーサビリティ法及び食糧法に基づき食品事故への対応、表示の適正化、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、その監視業務及び普及啓発などを行う経費につきましても計上しております。

9の食料品等流通対策事業費は、県民生活に不可欠な生鮮食料品などの安定供給を図るため、卸売市場の公正な取引と健全な経営を確保するための検査、指導などを行うものでございます。

以上が平成28年度一般会計当初予算案の概要でございます。

続きまして、平成27年度補正予算案につきまして御説明いたします。

資料④補正予算議案説明書198ページをお開きください。

歳入は中山間地域等直接支払事業などの国庫補助金の減額でございます。詳細は歳出の中で御説明させていただきます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。次のページをお願いいたします。

右端の説明欄に沿って御説明させていただきます。

1の人件費、市町村派遣職員費負担金は、平成27年度に受け入れました佐川町からの派遣職員の人件費にかかわる負担金でございます。

2の中山間地域等直接支払事業費のうち2つ下の中山間地域等直接支払交付金は、高齢化等によります交付面積の減少などによりまして、交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

3の集落営農拠点ビジネス支援事業費の集落営農拠点ビジネス支援事業費補助金は、事業の精査によります機械、施設規模等の見直し、また事業導入時期の延期などによりまして事業費が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

4の6次産業化推進事業費のうち6次産業化推進事業費補助金は、6次産業化に取り組む農業者等が行う商品開発や加工施設の整備に対しまして補助します国の6次産業化ネットワーク交付金の補助率の見直しなどによりまして、事業費が当初の見込み額を下回ったものでございます。

次のページをごらんください。

6の土佐茶ブランド化推進事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、津野町にあります2カ所の茶加工施設の再編整備に対して補助します国の強い農業づくり交付金の割り当てが、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

ページの中ほどにあります2土地改良指導費の1多面的機能支払交付金事業費のうち多面的機能支払交付金は、新規実施地区の交付面積の精査によります減少などによりまして、交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。これらを合わせまして補正額の総額は5億9,800万円余りの減額となっております。

地域農業推進課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 よくできていると思うんですが、一般質問でも若干質問させていただいたんですが、集落営農組織をつくっていらっしゃる方、あるいは集落協定を結んでいらっしゃる方、あるいは先ほど申し上げました集落活動センターをやっていらっしゃる方、それからひよっとしたらあったかふれあいセンターをやっていらっしゃる方、みんな同じなんです。そこら辺がちょっとうまくまとまるようにならないものかどうか、お伺いしたいと思います。

◎有馬地域農業推進課長 中山間地域では先ほど委員がお話にもありましたように、いろんな取り組みの中で同じ人が代表をやっておられたりとか、そういったことでやられていると思います。特に、中山間地域では県としてはまだまだ集落営農というのを推進していきたいと思っておりますし、それから集落営農がなかなか取り組めない地区につきましては、先ほど御説明しました複合経営拠点といったところで支えていきたいと思っております。

◎金岡委員 各課の方々それぞれの事情もあってよくわかるんですけども、それを受けるところは1つなんで、要するにこっちから来られるあっちから来られるとやれてもなかなか難しいところがあるわけですね。ですから、できれば調整をしていただいて、まとめ

られるところはまとめてやらせていただいたらできるんじゃないかと思います。でもいっぱい来られると多分恐らくもう取りかかれぬんじゃないかなという気がいたします。そこら辺はもうぎりぎりのところまで来ていますので、例えば集落協定を結ぶということでも、誰かが抜けてしまうということがあるからできないことがあるわけですね。恐らくお聞きになったこともあると思います。そういう状況ですので、いろいろメニューをつくっていただいてやるのは結構なんです、受け手側とするとかなり難しい問題となりますので、そこら辺できたらこういうやり方もありますよと調整をしていただければ、使えるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 委員の御指摘のとおり、やはり地域の中には人も少なくなって、リーダーの方も高齢化になってなかなかいろんな取り組みができないといった現状は承知しております。そのため、一つの手法として公社とかJA出資型法人とか、そういったところが地域の取り組みを支援して、複合経営拠点で支えていくところも一つの手段として考えていきたいと思っております。

◎金岡委員 わかりました。なかなかそれは私の意見とちょっとかみ合わんと思いますので、また細かくお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎味元農業振興部長 ちょっと御質問ございましたが、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

大きく御指摘の中では、例えば集落活動センターというのと、例えば私どもがお話をしております複合経営拠点というもの、大きく比較いたしますと、実は始まった時期というのが若干ずれておまして、またそもそもの狙いというのが、集落営農はある意味福祉なんかも含めて地域を支えていくと、その中にはもちろん産業の振興ということもありますけれども、地域を支えていく、一方私どもは農業をいかに支えていくかという、的を絞った形で取り組みを進めてきました。もちろん独立採算をしながら、特に私どもの農業を支えていくという部分では、独立採算をきちっと確保しながら複合経営すること、あわせて例えば庭先集荷だとか、それから後継者の育成とかというそういう地域の農業を支えていく取り組みをさらに進めていくことである程度広がりも持ちながら、そういう仕組みをつくっていかうじゃないかということで、運営主体としては例えばJA出資型法人といったようなものをイメージして取り組んできました。

一方で、集落活動センターのほうは先ほど言いましたように地域を、ある意味地域のいろんな福祉なんかも含めてそういうものを地域社会で支えていくという視点で始まったんですけれども、そこの中でやっぱり課題が見えてきて、それは独立採算というところになかなか行き着かない、いわゆるもうけ口がなかなかないという、そんな課題が見えてきた。そういう中で先ほど申しました、私は独立採算しながら地域のいろんなものを支えていく仕組みにアプローチをしていかうとしたんですが、一方で向こうは地域を支えていく

中で何かもうけ口がないかという、こういくとお互いがつながり合いという形で考えるべきことができないかということで、この1ページの右の上にも書いてございますけれども、例えば私どもが考えている複合経営拠点でも農業を支えていくという組織から一步踏み出して、地域のやっぱり生活を支えていく、そういう役割も担うことができるんじゃないか、一つの人的な集団として農業を支えていく一環としてやっぱり地域社会を支えていくという、そういう仕組みにならないかということで、今話をしておりますのは集落活動センターと例えば連携をしてやっていく、あるいは逆に複合経営拠点が集落活動センターの役割を担っていただく、あるいは集落活動センターの一環としてこの複合経営拠点のような機能を担っていく、相互乗り入れじゃないですけども、そういう形になっていかないかということで検討し始めております。ですから、これから新しく取り組んでいくものは当然そういう視点を持って農業が中心になるのか地域社会を支えるという部分で、一部分を農業のこういう機能を持たすとか、いろいろ考え方はあると思いますけれども、そういう形でアプローチをしていこうとに思っています。

それと、既に例えば本山町なんかで集落活動センターが先行しております。そこに今回複合経営拠点ができました。これをもちろん一つにするという考え方はあると思いますけれども、当面の話としては集落活動センターが例えば生産にかかわっている部分と、それから複合経営拠点が地域の農業を支えるという活動の一環で、その物のやりとりとか、流通面でお互いに協力し合うとか、そういうような形で連携をしていこうとかという動きも実際あります。そのような形で最初のスタートは少し目標が違いましたけれど、狙うところは一緒だと思いますので、お互い連携し合うてやっていく、特にことしこれから新しく始めようとする部分がお互い機能、役割分担をしながら、ある意味一つのものできちっと仕上げていくような形で仕組みを組み立てていこうということで今やっておりますので、考え方はまさに委員おっしゃるとおりその方向で進んでおりますので、ぜひともまたそういう形でアドバイスをいただければありがたいと思います。

◎**金岡委員** ありがとうございます。そういう方向でやっていただきたいと思ひますし、そうしないと例えば集落営農組織とかがあったとしてもですよ、今高齢化していますので、若い人が入ってこない、もうその方がいなくなったら崩壊するわけですね。ですからどうしてもそういうふう組織を一つにして若い人を入れていくということをやらないと、時期が来たら全部崩壊します。そういうことになりますので、よろしく願ひします。要望です。

◎**味元農業振興部長** もう一点よろしいでしょうか。

◎**弘田委員長** 簡潔に。

◎**味元農業振興部長** 集落営農組織と例えば複合経営拠点も、集落営農組織はやっぱり小そうございまして、収益性も低うございします。ですから、限界があると思ひます。それが

なくなった場合に支えるという意味で、複合経営拠点という大きなものも構えていこうという考え方でやっております。よろしくをお願いします。

◎黒岩副委員長 この6次産業化推進事業ですが、現在6次産業化に携わっている事業者はどのぐらいありますか。

◎有馬地域農業推進課長 6次産業化に取り組んでいる農業者としては約200名ぐらいです。

◎黒岩副委員長 どのような品目が主な品目ですか。

◎有馬地域農業推進課長 県内の加工品の中で多くを占めるのがやっぱりユズが大きなウエートを占めております。

◎黒岩副委員長 この委員会で昨年9月に北陸のブルーベリーの6次産業に携わっている農家へ訪問をしまして、いろいろお聞きしてきましたんですが、なかなか生産、加工、販売というこの取り組みは大変だということを実感してきましたんですが、今回来年度予算の中でこの6次産業化支援業務委託料があって、サポートセンターを運営委託する予算が出ているんですが、常設窓口を設置して、さまざまなサポートをするということですけども、どういうイメージで、何カ所つくるのか、どういう運営のノウハウを持った方々に委託をするのか、そのあたりはどうでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 今現在、今年度は高知市内にありますNPO法人はちきんねつとに委託をしまして、個別相談からアドバイザーの派遣、今6名おられますので、そういうアドバイザーの派遣をしております。

◎黒岩副委員長 それ何カ所ぐらい。

◎有馬地域農業推進課長 サポートセンターとしては1カ所であります。

◎黒岩副委員長 高知市ですか。

◎有馬地域農業推進課長 高知市内にあります。

◎黒岩副委員長 じゃあ、センターで携わっている方がわざわざ高知市に来て相談をしたりとか、そういう形ですか。

◎有馬地域農業推進課長 電話等の個別相談をしますし、アドバイザーが実際その現場に行かれていろいろアドバイスしたりしております。

◎黒岩副委員長 あと恐らく各市町村、地域アクションプラン等で6次産業化の取り組みをやろうとしているところがあると思うんですが、今回の人材育成事業費の中でセミナーを開催して、6次産業化に携わる方々のフォローをしていくという予算があるわけですが、これも現在一本でやるんですか。

◎有馬地域農業推進課長 22年から農業創造セミナーということで開催しておりまして、入門コースと実践コースといったものに取り組んでおりました。ちょっと来年から名称をわかりやすい6次産業化セミナーと変えますが、県内で1カ所で開催しております。

ただ、県内の農業振興センターと普及所で来年からは6次産業化の研修会を開催するようにはしておりますし、あと圏域の流通を目指す加工グループの方につきましては25の事業者に対して支援チームを組んでおりまして、地域内流通から圏域を目指す方の支援を今実施しております。これも来年引き続きやっていくこととしております。

◎黒岩副委員長 実際、200人ぐらいが携わっている方々の年齢層はどんなですか。

◎有馬地域農業推進課長 ちょっと年齢層までは確認はしておりませんが、やはり女性グループの方が大半を占めておりまして、農業者の高齢化に伴いまして高齢化が進んでいるのではないかと考えております。

◎黒岩副委員長 実際、収益的にはどうなんですか、全体的に。

◎有馬地域農業推進課長 加工品の販売額を調査しておりまして、昨年の実績で言いますと総額としては48億円ぐらいあります。その中でやはり馬路村農協が33億円といったことで、農業者、JAとかといったところが販売額を占めております。ただ、100万円以下の販売額を占めるのが約66%といったことで、ちょっと零細な加工に取り組んでいる方が大半を占めているといった状況であります。

◎黒岩副委員長 県の狙いとするのは、そういう大きいところは大きいところでやっておられたらいいですけど、要は6割を超す小規模なところに対するてこ入れをしていこうと、そこに対してやっぱりレベルアップしていこうという趣旨だと思うんですが、そうするとやはりさまざま高齢化の問題とか人材の問題とか地域性の課題だとか、いろんな課題が出てくる中できちっとサポートをしていこうということですが、一番今課題というのは何かポイントとしてはあるんですか。

◎有馬地域農業推進課長 やはり新たに6次産業化に取り組む方の発掘というところがまず一つの課題であります。興味があってもなかなか実際の取り組みにつながらない、そういったところのまずいろんな研修会を実施したいですし、あとそれから直販所等での地域内流通から県内の量販店等に行くに当たっては、衛生管理とかそれなりの加工施設といったものがないと、そういった研究までのところに行けないといったところのハード施設の支援といったところが今後必要になってくると思っております。

◎弘田委員長 ほかに。

(な し)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈畜産振興課〉

◎弘田委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎長崎畜産振興課長 畜産振興課の長崎でございます。よろしくお願ひいたします。

畜産振興課の提出議案につきまして御説明をいたします。

当課にかかわります議案は、平成28年度当初予算及び平成27年度補正予算、そして条例



その他議案の議案 1 件でございます。

まず、平成28年度当初予算案から御説明をいたします。

お手元の資料の資料No. 2 の議案説明書（当初予算）の361ページをお開きください。ここから363ページまでが歳入予算でございます。

歳入予算につきましては、家畜保健衛生所で行っております家畜診療に係ります手数料や家畜伝染病予防事業に係ります家畜防疫手数料、家畜衛生対策事業やB S E 対策事業への国庫負担金や補助金、それから畜産試験場の生産物等の売り払いによります収入などでございます。

詳細につきましては歳出予算で説明をさせていただきます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

364ページをごらんください。

科目の欄の下の端、1 畜産振興費につきまして御説明をいたします。右端の説明欄に沿って主なものについて御説明をまいります。

次の365ページをごらんください。

上から 2 行目の 2 家畜保健衛生事業費は、2 つ下にあります庁舎管理等委託料を初めとする家畜保健衛生所の管理運営経費のほか、家畜保健衛生所が行う家畜疾病の予防、家畜の診療、畜産農家の衛生技術や経営指導及び職員の研修に伴う経費でございます。

上から 7 行目の獣医師養成確保修学資金貸与事業負担金につきましては、今年度の 9 月議会で御承認をいただきました新たな取り組みでございまして、高校生等を対象にしました国の獣医師養成確保修学資金貸与事業制度を活用しまして、本県の畜産振興に携わる県の獣医師職員の養成を図ろうとするものでございます。今年度は神奈川県にあります麻布大学と北海道にあります酪農学園大学の 2 つの市立大学に御協力をいただきまして、それぞれの大学に 1 名ずつ高知県のために地域枠を設定していただきました。平成28年度、来年度につきましても新たな高校 3 年生と申しますのは、いわゆる浪人生も対象としている大学があるからですけれども、この新たな高校 3 年生 2 名と今年度この制度を活用して大学を受験され、来年度に入学が予定されております獣医学生 2 名の合わせて 4 名に修学資金を貸与するための県の負担分を計上させていただいております。

次の獣医師修学資金貸付金につきましては、平成21年度から県の単独事業として取り組んでいるものでございまして、獣医師職員確保のため、将来県の機関に獣医師として就業する意思を有する大学生に修学資金を貸し付けるものでございます。28年度は新規貸し付け 2 名に現在貸付中の 10 名を加えました合計 12 名への貸し付けを予定しておりまして、それに係る経費でございます。

次に、3 家畜伝染病予防事業費でございます。高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病予防法に定められた伝染病の発生を予防するため、家畜保健衛生所において検査等を実

施しますとともに、BSE対策特別措置法に基づきまして、死亡牛に係る検査を実施するものでございます。

検体採取補助業務委託料につきましては、死亡牛のBSE検査のため、家畜保健衛生所の職員が死亡牛の脳から延髄の採取を行う際に人手を要しますことから、その採取のための補助を一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会に委託するものでございます。

次の立入検査委託料は、農場におけますBSEの全頭検査や死亡牛確認等の一部を引き続き農業共済組合及び民間の獣医師に委託するものでございます。

なお、死亡牛の全頭検査を開始しました平成15年4月から平成28年2月末までの累計検査頭数は2,810頭でございますが、いずれも陰性でございます。

下から2行目の4家畜衛生対策事業費は、地域におけます家畜衛生の推進のための会議の開催や、家畜疾病対策のために迅速かつ的確な衛生指導を実施しようとするものでございます。

5畜産総合対策推進事業費は、県内の畜産関係団体が中央団体から補助を受けて実施します各種事業の指導、畜産農家の経営指導を行いますとともに、土佐はちきん地鶏や土佐ジロー、土佐和牛などの県内産畜産物の販路開拓や消費拡大などに取り組むものでございます。

次の366ページをごらんください。

上から2つ目の畜産経営技術指導委託料は、畜産経営技術の向上のための研修会の開催や経営の診断、また経営指導などを一般社団法人高知県畜産会に委託するものでございます。

畜産物地産地消拡大事業委託料は、28年度からの新たな取り組みで、TPP協定発効に備えまして外国から輸入される安い牛肉や豚肉、あるいはそれに押されて本県に流入してくると思われる他県産の牛肉や豚肉に負けないように、地産地消を中心の豚肉等の消費拡大を図るために、県内の量販店の店舗において行うPR活動やアンケート調査などを委託するものでございます。

次の畜産物販路拡大事業費補助金は、畜産関係団体が行う商談会や販売促進用資材の作成、品質管理のための成分分析等への取り組みを支援するものでございます。

6畜産生産基盤強化事業費は、流通飼料対策や自給飼料の増産対策のほか、畜産物の生産基盤の強化を図るため、市町村が実施する畜産施設の整備等に対して助成するものでございます。

流通飼料実態調査委託料及び残留物質検査委託料につきましては、県内に流通しております配合飼料の実態調査でございますとか、畜産物や飼料の残留医薬品等の検査をそれぞれ委託して実施するものでございます。

次の稲発酵粗飼料利用促進事業費補助金は、例えば干ばつの発生といった海外の事情に

左右されない、国内で調達できる自給飼料の確保と畜産農家の経営安定を図るため、水田を活用した稲発酵粗飼料の利用促進への取り組みに対しまして、収穫調整機械のレンタル料を補助するものでございます。

次のレンタル畜産施設等整備事業費補助金は、生産基盤の維持、拡大を図るため、市町村または農業協同組合が行うレンタル畜産施設等の整備に要する経費につきまして、市町村が補助する事業に対しまして補助するものでございます。

次の畜産競争力強化整備事業費補助金は、通称畜産クラスター事業と呼んでおりまして、今年度から始まった国の事業を活用した取り組みでございます。この補助金は地域の畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な役割を担う経営体が実施する畜舎等の整備への支援を行うもので、28年度は2つの市と町でこの事業を活用した施設整備に取り組む計画となっております、必要な経費を計上しております。

続きまして、7土佐あかうし増頭対策事業費でございます。土佐あかうしにつきましては県の内外で需要が高まっています一方で、飼育頭数は減少が続いておりまして、生産頭数が需要に応えられないという状況になっておりますことから、平成26年度から酪農家が所有しております乳用牛への受精卵移植や子牛の生産率の向上による増頭対策に取り組んでまいりました。これまでこの3月9日現在で延べ241頭の乳用牛に受精卵を移植しまして、85頭で受胎を確認し、そのうち48頭が誕生しております。しかし、肥育牛の供給不足は依然として厳しい状況が続いておりまして、肥育経営の農家や牛肉の流通あるいは販売に携わっている方々から、早く子牛や牛肉を供給できるように何とかしてもらいたいという強い要望が寄せられております。そこで、来年度から土佐あかうしの増頭のスピードをさらに加速化するために必要となる受精卵移植用の乳用牛を県が確保しまして、酪農家に無償で貸し付け、その乳用牛から生まれた土佐あかうしの子牛を県に納付してもらうという事業に取り組むこととしました。この取り組みの概要につきましては、別とじの議案補足説明資料で説明させていただきたいと思っております。

議案に関する補足説明資料の畜産振興課のインデックスがついておりますページをお願いいたします。

下の図の矢印の順に説明をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、①では畜産試験場から、妊娠しておらず受精卵を安定的に採取することができると考えられる土佐あかうしの雌牛8頭を、北海道十勝にありますJA全農のET研究所に預けます。このETと申しますのはエンブリオトランスファー、直訳すれば胎児の移動ですけれども、日本語の受精卵移植の英語表記の頭文字をとっております。このET研究所は受精卵の採取や移植に関して世界的にもトップレベルの技術を有しているということを他の研究機関の技術者などからも聞いております。

②で、預けた土佐あかうしから受精卵を生産します。年間160個の受精卵を生産する計

画となっております。③で、E T研究所所有のまだ子牛を産んだことのない乳用牛に土佐あかうしの受精卵を移植します。④では妊娠が確認できた乳用牛を県が購入をします。牛の妊娠期間は9カ月ちょっと、およそ280日でございます。乳用牛は母子に負担がかかり過ぎないように、分娩の約2カ月前に北海道から高知に輸送しまして酪農家に貸し付けをします。その酪農家の牛舎で初めてののお産を迎えることとなります。子牛を産んだ後、初めてその乳用牛から牛乳を搾ることができるようになります。

毎日牛乳を絞りながら、⑤に記しましたように、酪農家の牛舎で2頭目の子牛となる土佐あかうしの受精卵移植を行うこととなります。貸付期間の4年の間にできる限り土佐あかうしの受精卵を移植し、生まれた子牛は2頭目までは県に納付してもらい、3頭目以降は県が購入することとします。この際、中には貸し付けた乳用牛がその期間の途中で病気や事故などにより死亡したり、繁殖には使えなくなるといったことが予想されます。2頭の子牛を納付せずにこのような事態になった場合には、酪農家から一定の金額を納付していただくこととなります。

また、2頭の子牛を納付できた場合には、⑦のように貸付期間満了後に酪農家に無償で乳用牛を譲渡することとなります。県に納付されました土佐あかうしの子牛は⑧のようにキャトルステーションという別の施設に預けられます。キャトルステーションといいますのは、小さい子牛を集めて哺乳や育成をする、いわば牛の保育園のような施設でございます。この施設で約8カ月齢まで育てます。8カ月齢になりますと県が肥育農家に販売して、それ以降は通常の肥育牛として飼育されることとなります。

以上が今回取り組みます県有の乳用牛貸付事業に関します大まかなスキームでございます。

議案説明書の366ページにお戻りください。

7土佐あかうし増頭対策事業費では、この土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業に取り組みますほか、子牛の生産率の改善や繁殖用の雌牛の増頭対策の強化、担い手の確保・育成にも取り組むこととしております。また、優秀な雄の種牛の造成など改良の強化を図るとともに、課題であった口蹄疫や南海トラフ地震の発生にも備えた、土佐あかうしの凍結精液等の保管容器の細分化や分散化にも取り組みたいというふうに考えております。

次の土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業委託料は、土佐あかうしの受精卵の生産及び北海道の全農E T研究所が所有します乳用牛への受精卵移植などを全農E T研究所に委託するものでございます。

土佐あかうし発育調査委託料は、受精卵移植により生まれた子牛の飼料摂取量や発育調査を土佐町酪農業協同組合に委託しようとするものでございます。

次の367ページをごらんください。

土佐あかうし受精卵生産委託料につきましては、北海道から導入した乳用牛への2回目以降の受精卵移植等を実施するため、土佐あかうしの受精卵の生産を高知大学に委託するものでございます。

次の家畜販売委託料につきましては、畜産試験場の肥育牛の販売に要する経費でございます。

土佐あかうし肥育研究委託料につきましては、雄の種牛候補の産肉能力についての調査を高知大学に委託するものでございます。

牛選別精液生産委託料につきましては、土佐あかうしで雄、雌の産み分けを非常に高い確率で可能にする性判別精液の生産を一般社団法人家畜改良事業団に委託するものでございます。

3つ下の土佐あかうし増頭対策事業費補助金につきましては、全農高知県本部が行う県内での受精卵移植に要する経費やキャトルステーションの整備等への補助を行うものでございます。

次の土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金でございます。平成24年度から繁殖雌牛の導入への支援に取り組んでまいりましたが、新たに生産者みずから生産した雌牛を繁殖用とする自家保有に対しましても支援を行うことで、増頭の加速化を図りたいというふう考えております。

次の土佐和牛担い手確保対策事業費補助金は、新規就農者を確保するため新規就農希望者を受け入れて実施する農家での研修事業への支援を行うものでございます。

8酪農振興事業費は、酪農の生産基盤の維持拡大を図るため、乳用牛の改良や飼育管理の改善によりまして、生乳の生産量の増加に取り組む酪農家への支援などを行うものでございます。

第34回四国連合乳牛共進会負担金は、ことしの4月に本県の津野町で開催されます四国4県での乳用牛の品評会の県の負担金でございます。この共進会は毎年開催されておりました、四国4県の持ち回りでの開催となっております。

乳用牛群検定推進事業費補助金は、酪農家で飼育されております乳用牛の牛群管理技術及び経営の向上を図るため、検定員による調査や指導に要する経費の一部を全国農業協同組合連合会高知県本部に補助するものでございます。

生乳増産促進事業費補助金は、酪農家の増産意欲を高めるため、乳用牛の分娩頭数の増加を促進するための取り組みに対し補助するものでございます。

次の368ページをごらんください。

9養豚・養鶏振興事業費は、県内の豚肉の安定供給と養豚経営の安定的発展を図るとともに、土佐ジローや土佐はちきん地鶏の生産基盤の強化に取り組むものでございます。

2つ下のはちきん地鶏飼育試験委託料は、現在土佐はちきん地鶏の母親として活用して

おります外国産の白色プリマスロックを国産の白色プリマスロックに置きかえた試験飼育に2年計画で取り組むものでございます。

次の地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金は、養豚経営の経営安定を図るために、肉豚の価格が低落したときに粗収益と生産コストの差額の8割を補填するための生産者積立金造成事業に対して助成するものでございます。

小規模鶏舎整備事業費補助金は、来年度からの新たな取り組みでございまして、土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏を飼育する農家がみずから施工する鶏舎の整備に要する経費につきまして補助するものでございます。

次に、科目2畜産業試験研究費について御説明をいたします。

1畜産試験場管理運営費は、畜産試験場の管理運営に要する経費でございます。

上から4つ目の設計等委託料でございます。これは畜産試験場の鶏舎の改修や建てかえ工事に伴います設計監理及び地質調査に係る経費でございます。第3期産業振興計画におきまして、現在県内で2万6,000羽飼育されております土佐ジローの飼育羽数を、平成31年には4万羽にふやすことを目標としております。土佐ジローは、畜産試験場が県の天然記念物に指定されております土佐地鶏とロードアイランドレッド種を交配しまして種卵を生産しまして、土佐ジロー協会がふ卵し生産しておりますが、現在の施設では規模が小さく種卵の確保が困難であるため、2年計画で鶏舎の整備に取り組むこととしております。来年度は既存の鶏舎の改修を、平成29年度には老朽化が著しく生産効率が悪くなっております鶏舎の建てかえ工事を行う予定でございます。そうすることによりまして、30年度には目標達成に必要な種卵の生産が可能となる見込みになっております。

耐震診断委託料は、第3期南海トラフ地震対策行動計画におきまして、作業中の職員の安全の確保を図るため、畜産試験場内の施設の耐震化に取り組むこととしてございまして、対象となる畜舎6施設のうち3施設の耐震診断に係る経費を計上しております。

次の369ページをお願いいたします。

2畜産業試験研究費につきましても、生産農家の収益性向上を図るため、生産現場のニーズに基づく技術開発を促進するとともに、消費者に対する安全で安心な高品質の畜産物の安定供給に向けた技術支援を行うための経費でございます。

平成28年度事業におけます当課の予算は12億1,362万3,000円で、対前年度比、金額で6,095万4,000円の減、率では95.2%となっております。

次に、370ページをごらんください。

債務負担行為は、獣医師修学資金貸し付けに伴うものでございます。平成28年度の新規貸付者は、冒頭でも申し上げましたが2名を予定しております。

続きまして、平成27年度補正予算案につきまして御説明をいたします。

資料No.④の補正予算議案説明書の202ページをごらんください。

科目1 畜産振興費の説明欄、2 家畜保健衛生事業費の獣医師修学資金貸付金につきましては、今年度新規貸与者4名の募集に対しまして、2回募集を行いました。応募者が2名だったことなどから不用となり、減額をするものでございます。

次の3 畜産生産基盤強化事業費のレンタル畜産施設等整備事業費補助金につきましては、当初計画しておりました2つの町などで事業の実施を28年度以降に見送ったことなどにより減額するものでございます。

畜産競争力強化整備事業費補助金につきましては、当初四万十町でこの事業を活用した施設整備に取り組む計画となっておりましたが、国に事業採択をされなかったことから減額するものでございます。県としましては来年度の事業採択を目指し、当初予算に必要な経費を計上しているところでございます。

203ページをごらんください。

繰越明許費でございます。畜産生産基盤強化事業費は、レンタル畜産施設等整備事業及び畜産競争力強化整備事業に係るものでございます。これは大川村で建設予定の大川黒牛及び土佐はちきん地鶏の畜舎につきまして、用地取得等に不測の日数を要したことなどによりまして、年度内の完成が困難となったため繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。

別とじのドッチファイル、資料No.5の条例その他議案、16ページをお願いいたします。

高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例議案でございます。

冒頭で部長からも説明がありましたが、この条例は先ほど平成28年度当初予算のところで御説明をいたしました土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業を実施するために、県有財産となります乳用牛の貸し付け等の管理に係る条例を制定しようとするものでございます。詳細は先ほど説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

なお、褐毛和種高知系のことを土佐あかうしというふうには日常的には言っておりますが、この土佐あかうしという表記は褐毛和種高知系の牛肉のことを呼ぶということで、平成24年に地域団体商標に登録をされております。したがって、生きている牛の名称は正式には褐毛和種高知系という表記が適正だと考えておりますので、このたびの条例はこの褐毛和種高知系という表記にさせていただきます。

以上で畜産振興課に係る説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 よくできておると思いますが、ただ1点だけ、肥育農家に対してはどのようにお考えなのか、肥育農家はかなり今困窮をしておるとするのは御存じと思いますが、あっさり申し上げて肥育をするのが無理やということで肥育農家が撤退をしておるとまで言いませんけれども、ふえる方向にはないという状況にあります。理由はおわかりと思いますが、委員の皆さんわからんと思いますので申し上げますと、先月の家畜市場での子牛の

値段は大体55万円ぐらいでしたね。高いのは70万円ぐらい。24カ月育てるんですが、飼料代で約50万円ぐらいかかるといって、もうそれで100万円超してしまうわけですね。そしてたらその牛が幾らで売れるかといったら100万円そこそこでしか売れないとなると、全く収益が上がらない状況になっておるわけですね。その原因はというと子牛が高くなり過ぎておるといって、子牛をふやそうといふことはよく理解できますし、やってほしいと思うんですが、現状で肥育農家が経営が成り立たないという状況にあります。ですから、この肥育農家に対する何かしらの助成はないのかなと思って見とったんですが、どうもないようですので、そこら辺どのようにお考えなのか。

◎長崎畜産振興課長 今現在、委員のお話にありましたように、子牛価格が上がって肥育農家が大変苦勞されておるといふ状況があります。実は、マルキン事業というのがありまして、肥育経営安定対策基金というのがございまして、それが発動になるんじゃないかと言われております。これは子牛価格が余りに上がり過ぎて肥育牛を出荷した際の収益が少ない場合に、その収益に対して補填をする事業がございまして、そういった事業を活用することによって、肥育経営の方々の経営安定対策に充てていただくという事業を今活用することになるかと思っております。

◎米田委員 今、金岡委員の言われたことからすると、例えばレンタル畜産施設等の整備事業が26、27、28年度とふえてきていますよね。今、どういう努力、取り組みをされてふえてきているのか、規模拡大の人、この中にもおると思いますが、新規の新しい参入された数とかというのは。

◎長崎畜産振興課長 レンタル畜産施設等整備事業につきましては、平成25年度から取り組んでございます。平成25年度には4件の方、乳牛の方が、酪農の方が1件と肉用牛の方が3件とずっと来ております。平成26年度も4件の方、それから今年度につきましては6件ほどの事業要望がございました。来年度の計画としましては、全部で8件ほど御要望がございました。肉用牛の繁殖経営が本山町と四万十町、それから養豚の方が宿毛市と大月町、それからちきん地鶏が室戸市と土佐清水といったようなぐあいにふえてきております。

◎米田委員 その新規に就農されたという人数はわかりますか。大体規模拡大ですか。

◎長崎畜産振興課長 全部規模拡大でございます。

◎米田委員 既にあるところはあれなんですけれども、規模拡大するに当たってエリアが変わったりしたら地域との環境問題が出てきますよね。それは障害をなくしたと思うんですけど、そこら辺の苦勞というのはあると思うんですよね。そこら辺どんなふうに対応されてきよりますか。

◎長崎畜産振興課長 これレンタル畜産施設等整備事業につきましては、堆肥舎の建築も入れております。できることになっておりますので、そういった堆肥舎の建設をすること



によって、ただそれでもにおいが出るとかといったことはございますので、そのあたりのことにつきましては地元の市町村も交えて、生産農家の方々あるいは我々の家畜保健衛生所が入りまして調整をするといったことを行っております。

◎米田委員 わかりました。

それと、最後に修学資金との関係なんですけれど、マスコミでも獣医師さん、先生が足りんということで大変なんですけど、新たに4人受けられていますけれど、現状でも不足しゆうがではなかったんですかね。それと、卒業するまでといたら大分ですよ。この前採用が1人途中で決まったか何か出ちよったと思いますけれど、そこら辺奨学金貸与した人はしばらくかかりますし、その間に採用していかんと、なかなか大変な仕事になっているので、そこら辺どんなふうに、採用を含めて養成をされますか。

◎長崎畜産振興課長 お話にもございましたように、非常に獣医師の確保に苦勞しております。本県出身の獣医学生が現在16大学で、うち1大学は個人情報に該当するので提示できませんと断られているんですけれども、その大学には獣医師修学資金で行っている子がおりますので、1人だけですけれども、その1人を合わせてほかの15大学で33名の県内出身の学生が在学しております。27年4月1日現在ですので、もうちょっとすると年度が改まりますので、その数字は適切じゃないかもわかりませんが、昨年の4月1日現在で33名が在学しております。

そういった33名の中で公務員を志望する者がどれだけいるのかということになるんですけれども、なかなか地元に戻って来てくれないということと、それから16大学で毎年930名から40名ぐらいの新たな学生が卒業するわけなんですけれども、その学生たちもローカルな都市、地方には来てくれないというところがあります。決して本県の本俸が東京や神奈川に比べて安いかというと、決してそういうことではないのですけれども、昨年の4月からは初任給調整手当をそれまで3万円から5万円にアップしていただいて、3万円的时候は10年間の、毎年減っていくわけなんですけれど、10年間支給していただくという制度を、今年度の4月からは5万円を15年かけて低減していくというやり方に変えていただいて、そのこともアピールポイントにはなったんですけれども、それでもなかなか来ていただけないという状況がございます。

930人のうち、農水省の調べによりますと、21%が公務員志望であると、その21%の中の14%が都道府県を希望するというようなことがあります。ただ、岩手県の調査によりますと、平成27年度に419名の募集が各県から出ておりまして、それを見たらとてもじゃないですけど足りないという状況、とり合い状態でございます。

◎米田委員 それは全国的にも大変なんよね。

◎長崎畜産振興課長 大変です。

◎米田委員 それで、やっぱり志向は動物病院とか、そういう志向が強いんですかね。動

物病院を開設するとか。

◎長崎畜産振興課長 開業の先生方も大変、県だけじゃありません、開業だって努力して大学に学生を誘致に行っているんです、とりに行っているんですからというようなことは言われていますが、やっぱり開業動物病院に行く学生というのが多いんじゃないかなというふうに思っております。

◎米田委員 ようけはないですけど、頑張っってこういう手がとかというのがあればまた提言してもらって、それはもう大いに支援もしていかんと大変な状況になりますので。

◎長崎畜産振興課長 ありがとうございます。

◎米田委員 よろしくお願ひします。

◎橋本委員 畜産総合対策推進事業費に絡まってお聞きをしたいんですが、産業振興計画の第3期の中で土佐ジローです。4万羽にふやしていただけるということでありがたい話なんです。実は、十数年間2万5、6千羽でずっと推移をしていた、やっと県も本腰を入れてやるようになったのかなとちょっと今感じました。

それで、4万羽にする前提で種鶏の問題や、それから先ほど種卵の確保の問題、それから育成上の問題、さまざまな問題が確かにあると思いますので、そこのクリアに向けてやってはいかなければならないんですが、ただ一番心配するのは種鶏です。天然記念物の土佐地鶏とロードアイランドレッドの一代性雑種 $F_1$ ということですから、この $F_1$ がある程度安定して $F_2$ にでもなれば、ある一定の増羽が可能になるんでしょうけれども、その辺のことを1つお聞きしたいのと、それから4万羽に広げて市場の問題です。つくるほうと出るほうとのバランスの問題、非常にこれ鳥というのは産卵率の問題に大きくかかわってきて、それと $F_1$ ですから安定しないんですね、基本的には。その辺の問題をどう考えちゅうのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

◎長崎畜産振興課長 委員のお話にありましたように、4万羽にしたときに、春先には物すごく産卵があつて、冬場とか夏場には減少するということがあると思います。そういったところにつきましては、産卵期に例えば液卵にして保存をしておくとか、余り産まないときにそれを市場に供給していくというようなこともできるのかなと思つておきまして、そういったことに取り組もうという方もいらっしゃいます。そういったところに御支援もできるのかなと思つておりますし、何より売っていかねばなりませんので、その販路の開拓、殊に県外に対して地産外商公社等を通じまして県外に売っていかないかんというふうに思つているところでございます。

◎橋本委員 答弁抜けと思うんですが、その出口のほうは今話をさせていただいてわかるんですが、つくるほうのことをちょっとお話をさせていただきたいということと、それから液卵化とか、確かに産卵率がこうやってすごく波打っていますので、一定しません。だから、そのことに対してずうっと苦勞もしてきました。大変な思いも、私も協会の会長をし

たことありますので、いろんな思いも持っていますが、その辺もう一回お聞かせいただきたいと、入り口ですね、要はつくるほうのことをよろしく願います。

◎長崎畜産振興課長 先ほど当初予算のほうで説明をいたしましたように、畜産試験場で種鶏の増羽をするようにしております。今現在ですとまだ需要に十分に対応できる種鶏がおりますので、今は必要ないんですけれども、これから4万羽になってくるとさらにもっとぐっとふやさないと対応できないということになりますので、29年度を目指して鶏舎の増築をしたいと考えておまして、それによって4万羽の飼育体制に供給ができるようになるのかなと考えております。

◎弘田委員長 ここで15分休憩いたします。再開は35分。

(休憩 15時18分～15時35分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈農業基盤課〉

◎弘田委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課でございます。よろしく願います。

まず、平成28年度の一般会計当初予算のほうから説明させていただきます。

お手元の資料No.2、平成28年度当初予算の議案説明書、これの324ページをお願いいたします。

まず、総括表でちょっと説明させていただきたいと思います。

当課の平成28年度予算は、予算総括表の農業基盤課の欄にありますとおり、43億3,200万円余りで、対前年度比で89.8%となっております。当課が所管しております事業のほとんどが国の補助金や交付金を活用していますが、農林水産省の公共事業関係予算は政権交代の影響等により平成22年度以降大変厳しい状況が続いております。

一方、県予算としましては、これまで地域の要望を踏まえた国への予算要望額をもとに編成してまいりましたが、平成27年度の国予算の割り当てが要望額を大きく下回る結果となりました。このため平成28年度におきましては国予算の伸び率を一定見通して、事業実施地区の緊急性や優先度などを精査し、めり張りをつけた予算編成を行ったことによりまして、公共事業関係予算が減となったものでございます。

それでは、その議案説明書371ページのほうをお願いいたします。ここから373ページまでが歳入をお示ししております。

主な内容について御説明させていただきます。

まず、一番上の7分担金及び負担金は、県営土地改良事業の実施におきまして関係する受益農家と市町村に負担を求めるものでございます。

続きまして、372ページをお願いいたします。

上から2つ目の2国庫補助金は、事業に係る国からの補助金と交付金でございますが、前年に比べ3億5,300万円余りの減額となっております。主な理由としましては、国予算の伸び率を一定見通して予算を編成いたしましたため、国庫補助金の歳入も減となったものでございます。

一番下の14諸収入につきましては、次の373ページをお願いいたします。

上から2つ目の3目過年度収入でございますが、これは繰り越した事業に対する関係市町村からの負担金や受益農家からの分担金、そして土地改良事業を実施した後年度に後進地域の負担特例法に基づき国の負担割合を引き上げて交付される補助金などがございます。

以上、一番下の計のとおり、歳入の総額は38億6,100万円余りを見込んでおります。

次に、歳出の概要について御説明申し上げます。

374ページをお願いいたします。

9農業振興費の3項農地費の総額は35億7,500万円余りで、その下の2目土地改良指導費から費目でございます。

375ページをお願いいたします。

右端の説明欄の中ほど、3土地改良調査費の2つ目、地下水調査委託料は、資本力のあ  
る県内外の企業による農業参入などにより、大規模な施設園芸団地を県内に展開していく  
ための適地の検討に必要な営農用水の確保について、地下水調査を実施するものでござい  
ます。

続きまして、376ページをお願いいたします。

3目県営土地改良事業費から公共事業関係の予算となります。

右の説明欄の1かんがい排水事業費は、これまでに県営土地改良事業で整備した排水ポンプ場や取水堰などの基幹的な農業水利施設の老朽化が進行する中で、現状の施設をできるだけ長く使用できるように長寿命化対策を行うものでございます。

次の2経営体育成基盤整備事業費は、農業生産性の向上や農地集積による地域の担い手を育成するために圃場整備事業を推進するものでございます。平成28年度は四万十市の利岡地区と三里地区で圃場整備事業に新規着手いたしますとともに、四万十市の入田地区で引き続き圃場整備工事を実施してまいります。

その下の3中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の活性化を目的として圃場整備や農業用排水路の整備などを総合的に実施するもので、安芸市の安芸地区で圃場整備工事などを引き続き実施することとしております。

377ページをお願いいたします。

4目団体営土地改良事業費でございます。これは市町村などが事業主体となって実施す

る農業生産基盤などを支援する補助金でございます。

説明欄の1 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費の1つ目、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金は、団体営事業などでこれまでに整備してきた取水堰や用水路など中規模の農業水利施設の長寿命化対策を行うものでございます。

また、その下の農業用水活用発電施設整備事業費補助金は、県内最大の受益面積を有する山田堰井筋土地改良区が実施いたします農業用水路を活用した小水力発電整備に対し支援を行うものでございます。平成28年度で工事を完成し、29年度からの発電を予定しております。

次の2 農業基盤整備促進事業費の1つ目、農業基盤整備促進事業費補助金は、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値などに取り組む上で支障となります農業生産基盤の課題について、それぞれの地域の実情に応じてきめ細かく対応していくもので、27の市町村において農業用水路や取水堰、農作業道などの整備を予定しております。

その下の農地耕作条件改善事業費補助金と次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金は、いずれも園芸団地の整備や担い手等への集積による優良農地の確保を推進するもので、農地耕作条件改善事業費補助金は国の補助事業であり、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金は県の単独事業でございます。園芸団地整備の推進に当たりまして、基本的には国の補助事業の活用を優先して取り組んでまいります。国の予算枠や事業申請に間に合わない場合でも迅速に対応できるよう、県の単独事業を創設しております。

次に、5目耕地防災事業費でございます。

説明欄の1 地すべり防止事業費は、地すべり地域における農地などを保全するため地すべり対策を実施するものでございます。平成28年度は大豊町栗生地区ほか5地区で引き続き対策工事などを実施する予定でございます。

次の2 県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の老朽化対策や耐震性を確保するために整備、補強工事などを行うもので、室戸市の西山地区ほか2地区で対策工事を実施する予定でございます。

次の3 農村災害対策整備事業費は、農村地域における地域住民の安全を確保するために、避難路や緊急避難塔などの集落防災施設の整備や、対策の優先度の高い農業施設の整備を行うものでございます。平成28年度は安芸市伊尾木地区ほか6地区で引き続き対策工事を進めていく予定でございます。

378ページをお願いいたします。

中ほどの7 国直轄地すべり対策事業費負担金は、国の直轄事業として仁淀川町高瀬地区で実施しております事業に対する国の負担金でございます。

次の8 震災対策土地改良施設整備事業費の1つ目、県営事業費は、高知市東部にあります農業用排水ポンプ場の建屋の耐震化を実施するものでございます。

その下の震災対策農道整備事業費補助金は、これまでに整備した農道橋の耐震対策を実施するもので、安芸市赤野地区において地震に対する落橋防止工事を行うものでございます。

以上が3農地費の概要でございます。

次に、15災害復旧費でございます。当課が所管する災害復旧は2目耕地災害復旧費に計上しておりますとおり、7億5,600万円余りとなっております。

380ページをお願いいたします。

以上が農業基盤課の当初予算の概要でございますが、本年度欄にありますとおり、総額は43億3,200万円余りでございまして、対前年比89.8%となっております。

続きまして、平成27年度補正予算案について御説明をさせていただきます。

資料No.の4、補正予算の議案説明書の206ページをお願いいたします。

歳入の説明は省略させていただきます。歳出の主な補正内容について説明させていただきます。

一番下の3目県営土地改良事業費と次の207ページの4目団体営土地改良事業費、そして208ページの5目耕地防災事業費まで多くの減額となっております。減額の主な理由は、一部の事業ではT P P関連対策を含む今回の国の補正予算を受け入れたものもございしますが、全体として国の割り当てが見込みを大きく下回ったことによるものでございます。先ほども少し御説明差し上げましたが、県予算につきましてもこれまで地域の要望を踏まえた国への予算要望をもとに編成をまいりましたが、農林水産省の公共事業関係予算は政権交代の影響等により、平成22年度以降大変厳しい状況が続いております。このため、平成28年度の当初予算におきましては、地域の要望だけではなく国予算の伸び率を一定見通して予算編成することにいたしました。

平成28年度の農林水産省の公共事業関係予算は、対前年比107.6%増額にはなっておりますが、依然として厳しい状況が続いておりますので、できる限り多くの予算が確保できますよう引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、209ページをお願いいたします。

農業基盤課の補正額の総額は17億1,700万円余りの減額となっております。

次に、210ページをお願いいたします。

ここから211ページにかけて繰越明許をお示ししております。主な繰越理由は、3目県営土地改良事業費の2つ目、経営体育成基盤整備事業費で、国の補正予算を受け入れました2億6,700万円を全額繰り越すもののほか、事業の実施において計画調整や地元調整などに日時を要したことによるものでございます。

また、災害復旧におきましては、市町村が実施いたします農地や農業用施設の復旧工事が遅延したことなどによるものでございます。繰越予定額は10億9,900万円余りとなって

おります。

次に、212ページをお願いいたします。

これは債務負担をお願いするものでございます。本年度の国の補正予算におきまして、来年度に歳出予算化する公共事業を、本年度の支出は伴わず前倒しして発注するために設定するいわゆるゼロ国債が措置されました。県としましてもできるだけ多く国の予算を確保し事業の早期完成を図るよう、このゼロ国債にも積極的に対応することといたしまして、今回地すべり防止工事とため池整備、そして農村災害対策整備事業について債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が補正予算案でございます。

次に、別とじの条例その他議案でございます。資料No.の5、その他議案の172ページをお願いします。

県営土地改良事業に係る市町村の負担の一部変更につきまして、地方財政法及び土地改良法の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

第86号議案は、平成27年度に実施しております県営土地改良事業地区の負担金額を一部変更するものでございます。当初予定をしておりました事業実施地区の変更などを踏まえて、今年度の事業実績に応じて関係市町村に負担を求めることができるよう変更するものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

第87号議案は、平成28年度に実施を予定しております県営土地改良事業地区の負担金額について、平成27年度の完了地区の削除や平成28年度の新規地区の追加などの変更を行うものでございます。

以上で農業基盤課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 そしたら、私から1点だけ。私も昔耕地課にいましたので、私のおった平成元年度ぐらいは事業費だけで100億円で、それから150億円とか200億円近く、確かに政権交代の自民党から民主党にかわった、あの時点でコンクリートから人へというキャッチコピーのもと、特にこういった農業基盤、これは減らされたわけですけど、私の持論ですけど、やっぱり我々の暮らす田舎、農業を大切にせんといかんところは基盤整備が非常に大切やと思いますので、いろんな逆風にめげず、我々も頑張りますから、執行部の皆さんも頑張ってください。これは要望にしておきますので、回答は要りませんので。

質疑を終わります。

#### 〈競馬対策課〉

◎弘田委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎伊藤競馬対策課長 競馬対策課でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは平成27年度の補正予算議案並びに平成28年度当初予算議案について御説明させていただきます。

また、あわせまして関連いたします高知競馬の運営状況につきましても御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、平成27年度の補正予算でございます。資料No.4の平成27年度補正予算の議案説明書の213ページをお開きください。

この6目の農業振興費負担金の右のほう中ほど3節で競馬対策費負担金、補正額が1,630万3,000円ということでございます。この負担金でございますけれども、競馬担当の理事と競馬対策課の職員5名、この計6名につきましては高知競馬の運営支援というところで高知県競馬組合の職員の身分も併任をしております。その者に係ります人件費の一定割合を高知県競馬組合から競馬対策費負担金として受け入れておるというところでございます。これまで競馬組合の人件費を2割としておりましたんですけれども、高知競馬の運営が改善の方向に向かい始めましたことから、昨年度の末に負担割合を折半の5割という形に見直しもしまして、それに伴います歳入の増でございます。

補正予算は以上でございます。

続きまして、平成28年度の当初予算でございます。

資料No.2の当初予算の議案説明書の381ページをお願いいたします。

まず、歳入予算でございます。先ほどと同じ6目農業振興費負担金の5節競馬対策費負担金2,685万3,000円でございます。これは、今し方御説明いたしました高知県競馬組合との併任職員に係ります人件費の5割相当額を負担金として受け入れるものでございます。

その下の1目財産貸付収入の8節普通財産貸付料19万5,000円につきましては、高知競馬場の敷地内でございますNTT及び四国電力の電信柱設置に係る土地の貸付料ということでございます。

次の382ページをお開きください。

歳出予算でございます。

当課の予算はこの3目の競馬対策費、この目だけでございます。総額で5,524万7,000円となっております。ちなみに、高知競馬開催に係ります経費は高知県競馬組合の予算で執行しておるところでございます。

右の説明欄でございますが、人件費と旅費などの事務費のみになっております。人件費につきましては6名分の人件費、その下の競馬対策事業費154万円でございますが、これは農林水産省の競馬監督課でありますとか他の競馬主催者との連絡調整に係る旅費などの事務費でございます。

予算としては以上でございます。



続きまして、高知競馬の運営状況について簡単に御報告をさせていただきます。

農業振興部の議案に関する補足説明資料、競馬対策課の赤のインデックスのついたページをお開きください。横のグラフの資料でございます。この資料でございますが、高知競馬の売上状況などについての資料となっております、この平成25年から6、7と3カ年を月ごとに示した資料となっております。

まず、左上のグラフでございますけれども、高知競馬の月ごとの売り上げの累計となっております。2月の末時点で今年度の売り上げ、この黒の実線の濃いところの一番上でございますが、169億円余りとなっております、この時点で前年度の総売り上げ152億円を大きく上回っておりますとともに、その下にちょっと細い線がございますが、今年度の当初計画の目標161億円を達成しておるといような状況となっております。状況としましては、引き続きましてインターネットによる発売を中心に、非常に好調な売り上げを維持しておるといところでございます。

一方、右側のグラフでございますけれども、開催1日当たりの売上額を示しております。これも同じく濃い実線が本年度の状況でございます。本年度、いずれも大きく上回っております、特に年明けの1月、2月の売り上げがかなり昨年度より大幅に伸びておるとい状況でございます。

次に、2ページをお開きください。

現在、全国では14の競馬場で競馬事業を開催されておまして、そのことし4月から1月までの開催の成績、売り上げの成績となっておりますこの資料でございます。高知競馬、下から3行目のところでございます、真ん中ほどに総売得金という欄がございますけれども、その1日当たり平均の額を見ていただければ、今年度1月末までの時点で平均1億6,300万円売れておると、率にしまして前年度と比べますと120.4%ということで2割ぐらいの増となっております。その一番下の行でございますが、全国平均が対前年度で見ますと全体で111.3%と、地方競馬全体として伸びてきておるわけなんです、その中でも高知競馬は全国平均を9ポイントほど上回って、高い伸びになってきておるといことでございます。

それと、高知競馬の特徴的なところでございますが、その右側のところに場外発売という欄がございます、その中に電話投票というところがございます。これはインターネットによる投票でございます、ここの構成比を見ていただきますと、高知競馬の構成比は82.72ということで、8割ちょっとがネットになっておると、この率は全国で見まして非常に飛び抜けて高い割合となっております。この要因としましては、県外の競馬場に比べまして地理的な面でありますとか大都市圏が近くにないといようなことがございまして、そうしたものが影響しているのかというふうに思っております。

こういうネットの発売が非常に好調ですけれども、やはりネットの発売については手数

料がかかってまいりますので、競馬場自場で発売するよりも若干利益率が低いという面がございます。したがって、売り上げは非常に大幅に伸びておりますが、まだまだ楽観できる状況にはございません。今後さらに収益率も意識しながら自場で、高知競馬場でしっかり売っていただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で競馬対策課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

### 《報告事項》

◎弘田委員長 続いて、農業振興部から3件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることとします。

まず、第3期産業振興計画(案)の産業成長戦略(農業分野)について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 私からは、来年度からスタートいたします第3期産業振興計画の成長戦略(農業分野)の概要につきまして御説明させていただきます。

なお、今回御説明いたします内容につきましては、1月19日に開催いたしました産業振興計画フォローアップ委員会の農業部会、また1月22日に開催いたしましたフォローアップ委員会の本会議のほうで御審議していただいたところでございます。

なお、資料の説明につきましては、商工農林水産委員会の報告事項の資料の1ページ目のA3資料の見開きになります。資料の説明に入ります前に、第2期計画のこれまでの取り組みにつきまして少し簡単に御説明させていただきます。

農業分野では、生産性の向上や販路開拓、それと新規就農者の確保などに取り組みまして、高齢化による農家戸数の減少や産地の縮小が進む中におきましても農業産出額を一定維持できている状況ではございます。また、第2期計画の取り組みを通じまして、今までよりはっきり見えてきた課題といたしまして1つ、本県の大部分を占めます家族経営体をさらに強化しないといけないということ、それと中山間地域では地域全体で農業を支える仕組みが必要であること、それと生産拡大をするための農地の確保が困難な場合があることなどが上げられます。こうした課題を踏まえまして、第3期の計画の策定に取り組んだところでございます。

この1ページのほうの御説明に参りますけれども、この資料につきましては、下のほうのカラーの絵のところにつきましては少し部長のほうで説明いたしましたので、割愛させていただきます。まず上のほうの数字のところなんですけれども、記載しております分野を代表します目標につきまして御説明させていただきます。

第2期計画では、農業産出額そのものを目標値としておりました。第3期計画からは現在の米政策を実は勘案いたしまして、飼料用米等の転換を目的としました交付金なども含めまして、農業産出額等としております。また、暫定値ではございますが、目標値を今後さらに生産の強化を図っていくということで、4年後の平成31年に1,000億円、10年後の平成37年には1,100億円以上としております。具体的な数値につきましては、農業団体の皆様とも協議をしておまして、最終的にはもう少し上積みした金額を設定する予定でございます。また、新たに生産の振興を図る量的な指標といたしまして、野菜、花卉、果樹、畜産について生産量の増加目標も掲げているところでございます。

次、2ページのA3をお願いいたします。

体系図になっております。個々の事業につきましては先ほど来各課の課長が御説明しましたので、主に柱ごとの戦略の方向性、戦略の目標につきまして御説明させていただきます。

まず、1つ目の柱でございます。生産の向上と高付加価値化による産地の強化でございます。

柱の下のほうに書いています戦略の方向性としては3点記載しております。1つ目は新たな技術の展開などにより生産性を高めること、2つ目は安全・安心で消費地に選ばれる産地の形成をすること、3つ目は6次産業化などによる高付加価値化でございます。

戦略の目標としましては、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進による導入7品目の出荷量と次世代型ハウスの整備面積を掲げております。また、従来の害虫対策のIPM技術の導入面積に加えまして、新たに病害に対しますIPM技術の導入面積率を掲げておるところでございます。

次に、2つ目の柱でございますが、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築でございます。

戦略の方向性としまして、集落営農等中山間農業複合経営拠点の取り組みを拡大し、中山間地域の農業を地域全体で支え、競争力を高める仕組みの構築を行ってまいります。

戦略の目標としましては、集落営農組織によるカバー率、こうち型集落営農組織数、それと集落営農法人組織数の増加目標を掲げております。また、昨年から取り組んでおります中山間複合経営拠点では、10年後には35カ所と県内各地で整備を目指していきます。

3つ目の柱、流通・販売の支援の強化でございます。

戦略の方向性としまして、ブランド化の推進や流通規模に応じた販路、販売体制の強化、それと加工専用素材の流通拡大、それと海外マーケットへの売り込み、定番化を掲げております。

戦略目標としまして、中食、外食など業務需要としての青果物の取引金額の拡大や加工専用素材の供給品目の増加を掲げております。また、ユズに次ぐ青果物の輸出品目の掘り

起こしにも取り組んでまいります。

4つ目の柱、生産を支える担い手の確保・育成でございます。

戦略の方向性では、産地が求める担い手の確保・育成、家族経営体の底上げと法人化の推進による力強い経営体の育成を掲げております。

戦略目標の新規就農者数でございますが、直近の調査によりますと年間、昨年ですけれども269人となっております。今までの目標の年間280人のところは、先ほど担い手の課長のほうも説明しましたけれども、各JA生産部会におきまして昨年さらに追加の調査もいたしまして、今度の新しい計画では仮に300人超としておりますが、最終的にはもう少しふえる形で整理したいと考えております。それ以外の目標としましては、農業経営を行う法人数や認定農業者の改善目標達成率を上げております。

柱5としまして、地域に根差した農業クラスターの形成でございます。

今まで御説明しました4つの柱によります好循環を実現しながら、本県の農業をもう一段力強く成長させて拡大再生産につなげていくため、戦略の方向性として、次世代型ハウスによる施設園芸団地を核として関連産業を集積した地域に根差した農業クラスターを形成し、より多くの雇用を生み出していきます。

それと戦略目標につきましては、規模ごとに区分して書いておりますけれども、将来的には県内各市町村で形成を目指してまいりたいと思っております。

また、3ページ以降につきましては、農業振興部の重点施策を取りまとめたものでございますけれども、先ほどの各課長の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

次に、T P P（農業分野）について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 報告事項になります。引き続きで、先ほどの資料の16ページのほうをお願いいたします。

T P Pの影響試算について御報告させていただきます。

昨年末に国は定量的なT P Pの影響試算を発表いたしました。年明けの1月初旬から全国で説明会を行いまして、その試算の考え方などを各都道府県に説明いたしました。そうしたことから、県としましてもこの国の試算方法に基づく試算を行うことといたしまして、先月4日には高知県T P P対策プロジェクトチーム会議を開催いたしまして、県の試算結果を公表したところでございます。公表内容を1枚にまとめております16ページの資料、これで御説明させていただきます。

国の試算方法に基づき、機械的に試算した場合の農業生産額の減少額は約2.6億円から5.2億円となっております。また、現時点では見通せない米や畜産物などの安価な外国産品の流入による価格の低下、県外で米から野菜への転作が進んだ場合に受ける価格への影響などは、そのリスクを十分踏まえておく必要があることや、将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量が低下する懸念があることなどもあわせて公表させていただいたところでございます。

左側に農産物に対する国の影響試算と試算の前提条件等を記載しております。今回の試算は試算の前提条件等のところ、2に書いていますように、総合的なT P P 関連政策大綱に基づく国内対策の効果を考慮して行っておりますことから、前回の関税は全て即時撤廃し、関税撤廃に対して何ら対策を講じないことを前提としました平成25年の試算と比較しますと、大幅に少ない結果となっております。

なお、今回の公表に当たっては、今度は右側の下のほうに書いておりますけれども、今後の対応といたしまして、この試算の前提となっております国内対策が実効性のある具体的な施策として着実に、かつ地方の隅々まで行き届くものとなっているのかを注視するとともに、中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、国に対して積極的に政策提言も行っていくこと、またあわせて県としましては産業振興計画を推進することを通じて、T P P により懸念される影響や期待される効果に適切に対応していくことを県の考え方としてお示しさせていただいたところでございます。

なお、公表資料そのものは10ページ以降、3枚添付させていただいております。

あと今後国のT P P 承認に向けた協議につきましては、国会におきまして3月中に衆議院特別委員会を設置した上で4月に審議されるというような報道がされているところでございます。

私の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 この前の試算したとき、委員会でやってくれちゅうんであれなんですけれど、農協、JAの組合長さんらも去年11月のアンケートで、500人を超える組合長さんはT P P の影響があるという、95%の方がそういう見方、捉え方をされていますよね。しかも9割を超える人が国会決議に違反しゅうと現場で頑張っている方々がそういう受けとめをされているわけです。マスコミを見ても多くの自治体はそれは本当かよと、非現実的じゃないかという声もたくさんあるわけですね。

ちょっとお聞きしたいんですけど、例えばT P P の関連政策大綱に基づく国内対策の効果を考慮とかというてしてますけれど、これ数字的には出てこんわけで、本来この対策はどれぐらい生産減少額があるか、どれぐらい被害が出るかトータルを見た上で、対策というものは考えないかんわけですね。でないと効果を考慮というても、この効果の中身が

わからん。みんなやっぱり不安もあるし、不信があるんですよ。

端的なのは、これは実質上別枠輸入になるお米の問題もマスコミなどにも、高知県も国に倣ってゼロになっていますけれど、青森とか福井とか熊本県とかが自力の計算をされていますよね。青森23億円とか福井15億円とか熊本13億円とか、それから影響試算額も機械的にはもうしないという県もあると思うんですよ。公表されていない、そこら辺の現状どんなふうになっちゅうかというのを見るのと、農業に携わる所管の県の担当部署としてどんなふうにしてそういう状況を受けとめていますか。

◎杉村農業政策課長 まず、いろんな農協の方々の不安があることは承知しております。この話が出たときから各JAも回らせていただいて、さらにうちが影響試算を出した後も各JAにお話を伺いに行きました。そしたら、やはり正直なところを言うと、かなり今回のTPPの結果というものが関税も何年もかけて下がっていったりとか、あとはセーフガードがあったりとか、どれだけ影響があるのかわからないという方が多かったです。ただ、やはり言われるようにいろんな方が不安に思われている、そういうところについてはしっかり対応していかなきゃいけない、そこについては先ほども説明しましたがけれども、県としてはまず、今までずっと練り込んできました産業振興計画そのものが農業の基盤を強くしていくということですので、そこをしっかりとまずやっていきたいというお話は各農協のほうにもさせていただいたところです。

それと、あと国内対策がどれだけ必要なのか、それがわからないうちに先に行くのはというお話もございました。ただ、現実の話として、どれだけのが影響してくるかというのははっきりわからないのも正直なところでございまして、ただ国としてはいろんな施策をやっていく、またそれに足りないところがあったら十分また補填もしていってくれるみたいなお話もありますので、やはり先ほど言いましたように、中山間が多いという高知県の少し厳しい状況も踏まえて、しっかり国内対策に取り組んでいきたいと思っています。

それと、お米の試算の話も出ましたけれども、出されているケースはほとんどが東大の鈴木先生がいろいろアドバイスをして試算したケースが多かったと思います。鈴木先生の考え方ももちろん試算の考え方ですので、それも一つの考え方だと思います。でも今その中身を拝見させていただくと、当時例えば過剰米が多かったときの1万トン当たりに米価が下がったときの率をそのまま7万8,400トンに掛けています。そのやり方が本当にいいのかどうかは僕らもわかりません。ただ、今回政府のほうで正式に完全に同量の輸入量を隔離するということをやると言うている。本当にそのやり方が正しいかどうかは正直わかりません。ただ、今回は国がお示ししてくれた考え方も一つの考え方だということで県として、説明責任の一つとして出ささせていただきました。

それと、あともう一つ、試算をしてない県も確かにございます。把握しているところで

半分を超える県が出していますが、出してない県もございます。ただ、系統的に見ますと、都会のほうが出してないです。やはり農業県と言われているところはほとんど出していると認識しております。ですから、トータルで言うと、国会決議がどうというのは正直私どもではなかなか言いづらい面がございます。でも今の状況を踏まえたら、国のほうで国内対策の補正予算も通っていますので、そこを高知県のためにしっかりやっていきたいと考えております。

◎米田委員 都会だけでなく、山形県でも出してないと思います。

◎杉村農業政策課長 はい、出してないところもございます。

◎米田委員 だから、都会とかというだけでは説明できんです。

それで、最後にちょっと聞きたいんですけど、この前部長とやりとりで国会決議どうかということで、確かにあしたから100%という関税撤廃じゃないですけど、協定分、私たちが飛び飛びで見た場合に、順次100%撤廃の方向に行きゆうわけです。5年、10年とかというたとしてもね。ですから、知事も、もともとTPP、農産物輸入について安い農産物が入ってきた影響はありますよと説明されているわけですから、だからそういうことを前提にした対応が必要ですし、どれぐらい被害が来るかもわからんものを確かに対策とらんといけませんけれど、それなら被害を防ぐことが私たちは大事だということで、日本の農業、高知の農業を守るためには批准すべきでない、もっと慎重に審議しなさいという立場をとっていますので、それは言うちょきたいのと、部長にも最後、この前もいろいろやりとりしたけれど、衆参の国会決議で重要5品目については除外をしなさい、することと決議していますよね。それは知っていますよね、除外すること。今回の協定文の一定明らかになっちゅうことについては、除外が守られたと認識されていますか、今でも。

◎味元農業振興部長 前回もたしかそういうお話をいただきましたけれども、今の国会で例えば総理とそれぞれの野党の方々といろいろやりとりをされておられるお話も伺っております。政府としては国会決議の趣旨も踏まえてきちっとそれは一定説明ができる、こういう対処をされたという説明を政府はされております。一方では野党の皆様方の話を聞くと、今委員言われましたようなことも含めて、これはやっぱり明らかにおかしいんじゃないかというようなお話もあります。ただ、先ほど課長も申しましたけれども、これから本格的に国会決議がどういう趣旨でどういう内容で、それに適合しているのかしていないのかとかといったことも含めて、これから議論をしていただけるということでございますので、私どもとしてはその議論を注視をさせていただいて、それで最終的にどういう御判断をいただくかということになろうと思いますが、そういう結果も踏まえて検討して、農業を守っていくために必要なことはきっちりやっていくと、臨んでいきたいと考えております。

◎米田委員 今やっちゅうき、国会決議をよく読んで理解もされちゅうんで、ただ国や国

会がどうあろうと、国会議員、また国民の期待に応じて附帯決議を上げたわけで、その文言から見て部長として、農業振興部長として率直なところどうかということについてはまだきょうは答えは出ませんので、出しませんと言うので、ぜひしっかりと捉えていただきたい、一人の部長として、一人の人間として国会決議がどれほど重たいかと、この文書から見たときに今回の大筋合意が本当にそれに沿っているのかどうかということ自体、また考えていただきたいということを強く要請をしておきたいと思います。

◎武石委員 私もこの影響試算にあるように、畜産に大きな影響があるというような今推測も出ているんですけど、私は余り推測に基づく数字に振り回されると、かえって重要なことを見失うんじゃないかと思っていますので、これは一つの考え方であるぐらいにとどめておいて、今しっかりやっておかないといけないことをやるということがベストだろうと思います。そういった考え方は、私の地元の畜産農家とも話をして、彼らも異口同音にそういう考え方で一定いきますということを言っております。しっかり前を見据えてやっていくんだと。そういう観点で今回提案された予算議案を見たときに、先ほど畜産振興課のところで質問はあえてしませんでしたでしたが、例えば畜産生産基盤強化事業費だとか、これで生産コストを下げるとか、強い生産基盤をつくっていこうという農業振興部の思いがここに読み取れますし、それから畜産の地産地消の拡大とか販路拡大の事業とか、こういったところに取り組む、つまり売り先をしっかりと販路拡大をしていくという意味も見とれますので、もう既に私はTPPを視野に入れて予算も組んでくれているなど評価をしています。これからさらにこれが有効に機能するように、足腰強く生産者とともに歩んでいただきたい、これも要請です。よろしくをお願いします。

◎弘田委員長 要請ということです。

◎金岡委員 また要望ですが、私のところもお米をつくっている方、あるいは牛を飼っている方、それぞれTPPの影響がないと思っている人はおりません。かなりあると思っています。だから、何をするのかということで先ほど申し上げました、例えばお米のブランド化、どうしてもよそに勝てる米をつくりたいということで食味コンテストも出たらどうかという話もあります。そういうことをぜひとも進めてもらいたいということと、畜産に関しては牛肉、あかうしに関しては先ほど肥育農家のことも申し上げましたが、要するにそこに力を入れないと肉にばらつきがあるわけです。ここのお肉はおいしい、ここのはちょっとだめだというばらつきがあるわけですから、そこら辺もきちんと肥育農家の手当てをしていかないと、ブランド化はできないと、ここに一定維持ができると書いていますけれども、そこができなければ維持ができないわけですから、やっぱりしっかりとそこら辺もこのTPPのことを含めて、踏まえてブランド化、本当のブランド化、本物のブランド化に努めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎弘田委員長 要請ということです、ありがとうございます。



質疑を終わります。

次に、次世代施設園芸団地の進捗状況について、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。同じく報告事項の産地・流通支援課のインデックスのついたページをお願いいたします。

部長説明にもございましたが、竣工式が5月20日にとり行われる予定となりました。次世代施設園芸団地の進捗状況について御説明させていただきます。

まず、2ページをおあげいただきまして、次世代施設園芸団地の整備状況の写真ををお願いいたします。ハウス3棟分、4.3ヘクタールの被覆作業はほぼ終わりました。現在内部のシート張りと暖房配管を兼ねた作業車のレールを設置しているところでございます。集出荷施設、エネルギー供給施設がともに完成し、内部設備の設置につきましても完了し、試運転などを行っているところでございます。少しおくれておりましたが、予定どおり3月下旬に完成予定でございます。

次の3ページをお開きください。

関連施設の整備状況の写真でございます。右下の種苗供給施設、左上のおが粉製造施設、いずれも予定どおり工事が完了しております。その他は9月補正等で実施しております工事につきまして整備状況を示したものでございます。右上の杉等伐採処分、右の中にある転落防止柵につきましても工事は完了しております。

それでは、1ページのほうにお戻りを願いたいと思います。

1の基盤整備等についてでございます。各工事の状況を表にまとめてございます。現在、工事等6件のうち5件は3月に工事が完了する予定となっております。杉等の伐採処分につきましては、伐採木材等の有効活用を図るとの観点で工事請負業者と検討しました結果、処分する木材の質が悪いことや、量が多く予想以上に運送費がかかることから、宿毛市のバイオマス発電所への売却ではなく、地元の高幡共販所への売却を行い、表にございますとおり11万718円の売却収入を得ることができております。

排水路設置工事におきましては、地元調整に時間を要したことから、また排水路安全対策の歩廊につきましては、ハウス本体の完成後の工事となることから、繰り越しの申請を行っているところでございます。

次に、2の集出荷施設やハウス等の施設整備でございます。さきに説明しましたとおり、3月下旬に完成予定となりまして、トマト栽培につきましては予定どおり本年8月に開始となります。3の種苗供給施設の整備でございます。四万十あおぞらファーム株式会社の種苗供給施設の整備は完成をしまして、この2月21日から一部営農を開始したところでございます。また、12月の委員会で御報告をしまして、排水に関する工事要望が地元からございましたので手続を行い、3月中旬に事業完了の予定でございます。

次に、4の雇用の確保でございます。12月の委員会では次世代施設園芸団地では募集

75名と報告をしておりましたが、2月時点で8名ふえまして83名の募集となり、そのうち45名、四万十あおぞらファームでは募集15名のうち10名の雇用が決まりました。2月21日の4社合同の説明会、面接会には90名の参加がございまして、雇用の一定の確保につながったところでございます。今後、不足する雇用の確保につきましては、農作業が繁忙となる10月からの収穫時期までの間に各事業者の意向も把握し、連携しながら継続した支援を行ってまいります。

なお、今回の雇用確保におきまして、懸念しておりました地元農業者等との直接的なトラブルは一定避けられたものですが、今後も円満な雇用の確保が図られますよう、注意深く支援をしてまいります。

最後に、おが粉製造施設の整備でございます。四万十町森林組合が事業主体であるおが粉製造施設の整備は、写真でごらんいただいたとおり、建屋工事が完了しております。生おが粉製造機設置及び外構工事は3月下旬に完了する予定で、おが粉燃料の製造は4月下旬以降となる見込みでございます。おが粉の供給方法等につきましては、四万十町森林組合の28年度製造計画が決定次第、スムーズな供給が図られますよう、次世代団地の事業者と協議を進めてまいります。

報告は以上でございます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

◎金岡委員 1つだけ済みません。部長に言っておきたいんですが、詳しく御説明いただきました。ただ、全体的にこの農業振興部だけじゃのうて、県全体に言えることだろうと思うんですが、減額補正が今回もパーセントでいうてみたら20%近くあるのがあると思います。それで、説明の中で制度変更であったり、それからいろいろあると思います。厳しい本県の農業の実態を見れば、なかなか専門の職員さんがかかわっても見えない部分があると思うんですが、とはいえ、基本的に前年度あるいは前々年度、それぞれ予算の執行を見ながら、それから高知県の抱える農業を見ながら計画を立てるわけなんで、基本的には予算立てに合った計算方法でなければいけないと思うんです。それには幾つかの問題もあると思うんですが、職員さんのモチベーションであったり計画立案能力であったり、いろんな部分があると思うんですが、我々県民から負託を受けていますので、このことについてどういったところに問題が、幾つかあると思うんですが、職員の計画立案能力、そういったところには問題がないのか、こういったところもやはりしっかり見ていく必要があると思うんですが、部長の見解をひとつお聞きをしておきたいと思えます。

◎味元農業振興部長 特に、今回御指摘いただきましたように、当農業振興部、非常に減

額が多くなりました。また、昨年の当初予算とことしの当初予算との比較でも実は大幅に、うちの部だけが少なく、減額になっておったと思いますけれども、それも実は減額補正の要因とも重なった部分がございます。

少し言いわけじみたことになるかも知れませんが、その大きな要因といたしましては、まず1つは基盤整備の關係の予算が当初想定したものより少なかったということがございます。これにつきましては、特に津波避難タワーなど安芸市、それから四万十町で計画どおり進めていくためには、これだけの事業量が要ということで積極的にそれを受け込めるような予算措置を行ってまいりましたけれども、さまざまな事情でその事業自体がおくれ込んで、結果として予算が全然つかなかったことが実はありました。そんなことで少し、一番お金が重なる部分の基盤整備の部分で大きく落ちたということはございません。

それからもう一つが、けさほど私の総括説明でも御説明いたしましたけれども、中山間の直接支払いの部分が大きく減額になりました。それはなぜかといいますと、第3期の対策から第4期の対策に切りかわる際に、結局これまでは5年間単位で動いているんですけども、5年間が終わってまた新たな5年間が始まるに当たって、やっぱり高齢化の進行などによって5年間どうにもようやらんということで、実は協定を結ぶ方が激減をしてしまったということで、昨年度並みに、前計画並みに予算要求していたものが、結果としてそろわなかったことで減額になったと、そんな要因がございます。

ちょっと確かにできるだけ受け込みたいという思いと、とは言いながら現実の対応として予算確保を行ったらきっちりできるという、その見きわめが甘いと言われれば確かにそのとおりだと思うんです。このあたりは私も担当のほうにも強く言ったところがございますけれども、やはり理想と現実というか、私どもの思いと、それから現実というものは十分踏まえた形で、これからきっちり予算措置をさせていただくようにしたいと思います。

それともう一つ、例えば畜産の關係なんかで、市町村ときちっとお話をした上でやったつもりが、実はその後じゃあいざとなったときに市町村のさまざまな事情で実は実施できなかったとかというようなことがあって、何億円かの事業が飛んでしまったとかという事例もございます。このあたりもまさにもう少しきちっと予算措置をする段階で現場の市町村と話し合いをしてやっていくということは徹底してやっていかないかん、そういう意味では私どもが甘かったということだと思って反省をいたしております。そこらあたり詰めを十分しながら、ある意味また理想と、本来欲しいという予算と実際に措置をされる予算というものはきっちり十分踏まえながらやっていくことによって、その乖離は縮小していくと思いますので、そういう形で努力をしていきたいと思っております。ぜひ御理解いただきたいと思っております。

◎金岡委員 大体わかりました。今年度の予算立てをしていますので、そのことについて

今の反省も踏まえて、決意のほどをひとつお聞かせいただいで、私の質問を終わりたいと思います。

◎**味元農業振興部長** 一番実は心配な部分というのが先ほど申しました基盤の関係です。ことし予算要求しておりますけれど、国の動向から比べますとまだまだ少し思いを強く出したような予算になっております。ですから、とにかく予算を確保できるように、例えば補正があればそれをきちっととっていくと、そういうことも含めてきちっと対応したいと思います。

また、あと大幅に重点的に予算を組みました特にクラスター関係、それから次世代施設園芸システムの関係、このあたりはやはりきちっと事業を使っていただかなければなりませんので、使っていただくと事業効果が非常に高く出てくるということですので、とにかく予算を使っていただけるような取り組みをとにかく全力を尽くしてやっていくことで期待にも応えたいですし、その予算に対する責任も果たしていきたいと思います。

◎**弘田委員長** 以上で農業振興部を終わります。

お諮りをいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**弘田委員長** それでは、以後の日程についてはあすの午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(16時39分閉会)